

淀川水系流域委員会 第26回淀川部会

議事録 (確定版)

日 時：平成16年10月19日（火）13:30～17:00

場 所：カラスマプラザ21 8階大ホール

〔午後 1時31分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様、お待たせしました。定刻となりましたので、これより淀川水系流域第26回淀川部会を開会させていただきます。

それでは、審議に入る前にご確認、お願いをさせていただきます。まずは配付資料の確認でございます。

まず、封筒の中の資料がございます。上からいきまして、「発言にあたってのお願い」でございます。それから、本日の「議事次第」でございます。それから、「配布資料リスト」でございます。それから、「資料1 - 1 河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」でございます。それから、「資料1 - 2 淀川堤防強化検討委員会報告書」でございます。それから、「資料1 - 3 整備計画進捗（調査・検討、実施）に係る委員からの意見」でございます。それから、「資料2」委員会における「今後のスケジュール」でございます。最後に、「参考資料1 委員および一般からのご意見」でございます。不足等がございましたら庶務の方までお申し付けいただきますよう、お願いいたします。それから、袋詰め以外の資料でございますが、節水関連の資料がございます。これはパンフレットとその間に挟まっているA4の1枚の資料でございます。それから、河川レンジャーのパンフレットがございます。以上でございます。

それから、いつものように発言にあたってのお願いなどでございます。本日は一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただき予定でございます。その際には緑色の「発言にあたってのお願い」を一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。ご協力をお願いいたします。会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際は必ずマイクを通してお名前をいただいた上でお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくかマナーモードに設定願います。

本日は16時30分には終了させていただきたいと思っております、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思っております、寺田部会長様、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

寺田部会長

それでは、淀川部会の方を開催させていただきます。

委員の皆さんも傍聴の皆さんも、昨日もダムワーキングで丸1日、特に作業部会の委員さんはその後も会議を続けられて連日のこととお疲れのこともあるかと思いますが、きょうは淀川部会として意見を出す必要のある部分の検討ということですので、ひとつよろしく議論をお願いしたいと思っております。

前は9月17日が部会だったんですけど、前回まではこの地域部会として淀川部会の守備範囲の部分のダム事業についての検討、議論を3回にわたってやっていただきました。後ほど皆さんにお諮りをしますけど、きょうと次回は11月に開きたいと思っておりますけども、この2回でこのダム事業とは別に流域委員会の方で意見を出さなくてはならない仕事があるわけですね。その部分の仕事といいますか、それについての検討をやりたいということです。議事次第にありますとおり、この基礎案はことしの5月8日に河川管理者の方からお出しになりました河川整備計画の基礎案、これは皆さんの机の上には机上配付ということで置いておりますので、必要があればごらんいただきたいと思います。

この中の基礎案の中で具体的に実施もしくは調査・検討という項目にかかわる部分がありまして、これについても委員会の方では任期切れまでの間に、この5つのダムのダム事業についての意見とともに意見を出さなくてはならないという大切な仕事が残っているわけです。そういう関係のことをきょうは行いたいということで、議題はもうこれだけです。

だから、きょうは主には河川管理者の方から基礎案の中で示された実施にかかる部分、それから調査・検討にかかわる部分についてのその後の検討状況といいますか実施状況、そういう点についての説明をお聞きをすると。もちろん委員の皆さんからは、質問もしくは意見というものはお出しいただいて一定の意見交換はしたいと思うんですけども、きょうの会議の最後に、この資料1-1に後ほど報告をいただきます管理者の方からの項目が挙がっておりますけども、これについて分担を決めたいと思っております。この部会としての意見の案をつくるための担当の割り振りをさせてもらいたい。全員でどこかの分担をしていただくということになると思いますので、管理者の説明を十分に最後までお聞きいただいて、分担を先に決めたら分担以外のところを聞かなかつたらいかんということで、分担は最後に決めるといことにしたいと思っておりますので、ひとつよく聞いていただいて最後に分担を決めさせていただいて、そして次回の部会の前までに、また日を決めますけども、この分担の部分についての意見の案の案をレジユメとしてお互い出していただいて、次回の部会で部会案というものを議論をして決めたいと。それを全体委員会に提出をしたいというふうに思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

きょうの進行は榎屋さんに、よろしく願いいたします。

榎屋部会長代理

では、部会長のご指名により今から進行をさせていただきます。

進行の方はこの河川整備計画進捗状況について報告をいただいて、それに基づいて質疑等をしていただくということで、早速入りたいと思います。ただ、皆さんの机の上に水系流域委員会の意見書という緑色の冊子がありますが、その後半、例えば、各シートについて意見を出しておりますから、そっちの方も見ながら十分よく聞いていただいて、後ほどまた担当を決めさせていただきたいと思います。

では、早速ですが河川管理者の方から説明の方をお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川事務所の吉田でございます。資料1 - 1をごらんいただきたいと思います。これは整備計画の進捗状況の点検のための資料です。

まず、2ページをおあげください。一覧表になっておりますが、お手元に置いております整備内容シートのそれぞれの個別項目に対応する表でございます。この中から特に淀川部会に関係するものをすべて抜き書きをいたしております。2ページから5ページが実施についてのもの。それから、6ページから9ページが調査・検討についてのものということで、これは基礎案の書き振りから我が方で実施と調査・検討という分類をいたしております。内容によりましては一部ダブって項目として入っているものもございます。

表の見方ですが、左から2行目のところが「シート番号」ということで、これが整備シートの番号と一致しております。その次の、「記載箇所」というのが基礎案の章立てのところでございます。その次に、「事業名」がございまして、「該当事務所」。それから、「進捗状況等」ということで、継続中ですとか既に完了とか、あるいは今年度完了予定といった内容が書いてございます。それで、「現況、今後の見通し等」がございまして、一番右の欄が、「備考」という格好になってございます。

調査・検討の方も同じで様式ですが、少し様式を変えております。6ページをごらんいただきたいと思います。該当事務所までは同じでございますけれど、内容のところでは「進捗状況等」と「今年度の見通し」「課題等」という格好で書いてございます。一番右の欄は「関連する委員会等」。検討内容によりまして、いろんな委員会等で検討している部分がございますので、それを記載させていただいております。一番左の項目なんですけど、「報告項目」というふうに書いてございまして、ここに とか というふうに番号を打っております。この ・ の番号を打っておりますのが今回個別の説明をさせていただく項目でして、 というのが特に私どもとして委員会の方からご意見をいただきたい項目。 については、それ以外の中間報告をする項目でございます。

1ページに戻っていただきたいと思います。今の一番左に番号をつけた項目を抜き書きしたものが1ページの一覧表でございまして、ご意見を特にいただきたい事項としては2項目。それ以外の中間報告をすべき項目として、幾つかの項目をまとめて話をする部分がございますので、全体で18項目ほどございます。

それから、我が方からの説明の仕方なんですけど、できますれば上の の特にご意見をいただきたい事項については、一つずつ説明をしてご意見といたしますが、いろいろ質疑応答をお願いして進めると。2の部分については、それよりは少しはレベルが落ちますので、3つないし4つをまとめて説明をさせて

いただいて、まとめて質疑等をお願いできればということで、少し太線で区切っておるところで切らせていただければと考えておりますが、そういう形でもよろしゅうございますでしょうか。

榭屋部会長代理

結構です、お任せします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

それでは、そういう形で順次進めさせていただきたいと思います。個別の内容については、それぞれ担当の方から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 調査課 粕淵）

淀川河川事務所、調査課の粕淵です。座って説明させていただきます。

資料の10ページからですが、「水害に強い地域づくり協議会」、これは意見書等にも書かれておりますけども、河川管理者と住民・住民団体、自治体等が連携しまして情報伝達等の「自分で守る」、水防活動などの「みんなで守る」、そして町づくりなどの「地域で守る」という項目について、この協議会というものを設置して検討を実施していくというふうになっております。

そこで、協議会は地区ごとに設置しまして、今年1月から順次開催をしております。木津川右岸・宇治川左岸地区、この4市4町におきまして今年の1月21日に首長会議を開催しました。その中では協議会についての認識の意見交換等を行っております。続きまして、4月20日には行政ワーキンググループを開催しまして、防災担当者による地域の現状や課題について意見交換等を行いました。また、木津川左岸地区の2市2町におきまして9月24日に首長会議と行政ワーキングの合同会議を開催しまして、地域の現状や課題について意見交換会を行っております。

次のページの11ページですが、ここで協議会のイメージを記載しております。この協議会は首長会議と行政ワーキンググループ、そして住民会議というもので構成しまして、これらの会議を年に何回という決まったものではなく、必要な時期にこれらの会議をうまく連携しながら実施していこうというふうに考えております。その下の図ですが、先ほど地区ごとという説明をさせていただきましたけども、図にありますように木津川の右岸と宇治川の左岸に囲まれた4市4町と、木津川の左岸に位置している2市2町で現在協議会の立ち上げが完了しております。そして順次検討を開始しているところです。

次のページになりますけども、その中で議論されました主な発言について幾つか紹介させていただきますと、木津川右岸・宇治川左岸の首長会議で出ていますのは、下流の方の市町では近年は大きな水害もなく洪水を知らない新しい住民が多いと。それに対しまして、上流の方では新しい住宅というのが高台の方にあって、むしろ古い住民の方が水防に関心がないと、高い堤防が安心だと思っているというよ

うな意見が出ております。ほかにもハザードマップを全戸配布したが反応がない、木津川の堤防が切れるということは住民も行政も思っていないというような発言がありました。また、その後行いました行政ワーキンググループでも同じような話が出ているんですけど、住民はほとんど洪水の経験がないということと、堤防というのは切れるとは思っていないし、起こるといふようなことの状況が想像できないというふうな発言が出ております。また、自主防災組織ですけれども、役員の方に多大な負担がかかって存続していくのが難しい。また、役員によって組織間にかなり熱意の差があるというような発言がありました。

それと木津川左岸の合同会議の方では9月24日ということもありまして、福井水害の後でしたのでかなり住民の方の意識は高くなってきていると。しかし、やはり木津川の堤防が切れるとかは思っていないというような発言ですとか、自主防災組織と災害弱者の対策を急ぐべきであると。それと住民にいかにか情報を提供できるか、これが大きな課題である。また、地域のコミュニティーと自主防災組織をいかに結びつけていくかが大切である。そしてこれからの訓練というのは土のうを積むという訓練ではなく、まず逃げる、避難をするという訓練が大切であるというような意見が出されております。

そこで、この協議会を展開していく中で幾つかの大きな課題が生じてきております。1つは、水害に対する取り組みが同じ地区の同じ協議会の中でもかなり違ってきているということです。もう1つは、これらの市町の間での広域的な連携を図る上でどうしていったらいいかという具体的な方策が見えないということを今悩んでおります。それで、これからのこの協議会の取り組みで今考えておりますのが、各市町の防災に対する具体的な取り組みとしまして、過去の洪水の実績の浸水深を表示していく。そして、ハザードマップ等の作成を推進していく。自主防災組織を設置、充実させていく。防災無線等を完備していく、こういうものを目指して実施していきたいと考えております。

また、この協議会としての取り組みとしましては、情報を提供していくことについて有効な光ファイバー網の整備を行っていきたくと考えております。また、有識者等を招いて講演会の実施や、実際みんなで現地を歩くことによって防災担当者の意識の高揚化を図っていこうと考えています。実際に今回のこの福井水害の現地の見学や、そのときの体験者の生の声を聞くなどして勉強会を11月中に実施したいと今調整しております。今後ほかの地区についても順次実施できるように現在検討を行っております。水害に強い地域づくり協議は以上です。

その後資料に3枚ほどですけれども、新潟・福島豪雨、福井豪雨水害の新聞記事から拾い上げました課題と教訓を3枚ほどにまとめております。それと最後に現在の淀川管内における光ファイバー網の整備状況の図面をつけております。参考に見ただけならと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

少し補足させてください。淀川河川の吉田です。

御存じいただいていますように、この項目はこの整備計画の一種目玉の項目でございます、いかなる洪水に対しても被害をできるだけ軽減しようということで、そのソフト的な対応の中身になってございます。先ほど説明がありましたように、市町に対してそういう取り組みをやっていきたいと思いますということで声をかけて進めていっておるところでございますけれども、いろいろ意識の差が大きいという問題がございます。それともう1つ、これからはやはり住民の方々の方にも入っていかないといけないわけですが、それも市町村での取り組みというのがメインになってこようかと思っております。そういう意味から、そこへどう広げていくかということについて現在悩んでおるという状況でございます。

まことに勝手ながら、もちろん手間暇をかければそれなりに進んでいくと思うんですが、ごらんいただいておりますように、たくさんのほかの項目もございますので、できるだけ効率的にこういう検討を進めていくにはどうしたらいいかということでご意見をちょうだいできれば大変ありがたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございました。

今の説明に対して質問なりご意見なりあったら、塚本さん何か言いたそうにしておられますが、どうでしょうか。

塚本委員

塚本です。吉田さんが最後に言われた、やはり効率的に早くやらんとあかんというのは、ここは一つはジレンマだと思うんですね。じゃ、今の住民の組織におろしていったら直ぐに実現できるのかといったら、恐らくそこはしんどいなということ。先ほど粕淵さんがお話をされたように地域によって違うと。結局は人によって違うんですね。そこでの町おこしも含めて民意が活性し反映しているかどうかというのは、長である、あるいはトップにいる人の意識の持ち方によって。ここで大切なことは、1つはやっぱり川に関心あるいはつき合おうという気運が出るかどうか1つ。もう1つは、その組織自身に民意が繁栄されているかどうかです。確かに判こをもらうと言うたら、全部判を押してくれますね。形としてはそうなるんですけど、それで実態はどうなのかといったら、決して住民は関心を持っていないというような状況があるんですね。だから、1つはそこに暮らしている地域の状況、状態がどういうものであるかという情報がいかに入ってくるかということが大事だと思うんです。

それから、11ページの住民会議というのがございますけれども、これも組織におろしていったらやるのかどうかということと、もう1つは前からお話をしていますように、川に関心を持って活動しているところ

をどのように扱うかと。といいますのは関心を持ってやっているところは、やはり人を探していくわけです。この人は信頼できる、この人はこの地域に対して思いを持っているとか、川に対してどういう思いを持っているかということの情報が入りますから。あるいはそのようなグループや組織がだんだんできてきて新たな組織、住民主体の組織がこういう住民会議に対してどういう作用をするのか、行政に対してどういう作用をするのかということが多分大きな今後のポイントだろうなど。従来のような住民組織におろして行って行政と首長と話をされて、ここにありますように水害に強いというのができるかといったら、一度壁にぶつかってみる方がいいのかも知れませんが、準備会的なところでやりながら次の新たなものというのは、やっぱりどこかで考えながらやっていかれることが大事だなと思います。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございます。ほかに。今本委員どうぞ。

今本委員

今本です。自主防災組織についてちょっとお伺いします。

私もこれまで、いろんな市町村で自主防災組織がありますが、実態はどうかという調査をしたことがあります。ほとんどがありますと言うんですよ。ところが、実態はいわゆる町内会の組織をそのまま使ったものとか、私に言わせますと自主防災組織じゃないところがほとんどです。ここで調べられました自主防災組織というのは、現実にはどういうものだったのかお教えいただけませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。これもやはりそれぞれの地域によって違っておまして、やはり進んでいるところは自主防災組織というのもある意味できちっと組織をして、実際に何か災害が出れば、そこを通じて情報が行くようなシステムというところまでおろされているところもございますし、一方でおっしゃるように町内会に少し毛が生えたような自主防災組織という部分もございます。ですから、その辺も含めてやはりいろいろ差があるのかなというふうに感じております。

今本委員

これは熱心な自主防災組織でないと災害のときに何の役にも立たないんですよ。ですから、自主防災組織があるからといって安心せずに、その実態がどうなのか。これまでの水害でも、本当に自主防災組織は大事ですよ。行政からの連絡も伝わらない、水防団だとか消防団だとか、そういったいろんな人がおられますけども、その人たちの手も届かない、そういうところで一番肝心なのはやはり自主防災組織だと思うのです。これをぜひ育成するように、あるいは実態を把握するようにお願いしたいと思います。

榎屋部会長代理

ほかに、倉田委員どうぞ。

倉田委員

倉田です。実は私も町内を預かっている人間なのですが、役所または地域の連合会の上の方から押しつけられてくる立場なんですね。自主防災委員というのが配置されているんですが、次にどなたかに回るんだ、それまでの間何とか私が窓口になりますという程度の受けとめなんです。一般の町内の人たちというのは、あの人なら安心だとか、あの方は余りやってくれないのと違うかとか、いろいろ評価しながら対応してるようです。

今おっしゃった自主防災委員もありますが、町民の受けとめというのはその個人の性格や行動力で、ことしはどうだとか、いやことしは何もないでとか、そういう判断が先走ってしまっていて、どうも担当をなさった方に寄りすぎているという感じです。これは本当に今ご指摘があったように何とかしないと、町内組織、連合会組織、学区単位でちゃんとまとまっているんですけども、形だけでいざとなったときに対応できないんじゃないかという不安は常に感じます。

榎屋部会長代理

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、私のところも自治会の班長なんかやってますけど、やっているときは一生懸命やりますけど、終わったとたんに来たものはただ判こをついてぱっぱと回すとか、人によって随分違うと思いますけど、こういうことに関して主婦の立場から山本さん何かありませんか。

山本委員

私も無関心な住民の1人でございますので、その任に当たっておられる方の中にも熱意とか対応に差があるのは、さらにそれを住民の中に持っていったときに、もっと困られると思うのです。

ハザードマップもいただきましたけれども、ハザードマップと一緒にあなたの地域ではどんなことが問題ですかみたいな質問カードをつけてみるとか、住民から上がってくる地域の問題点というものもあると思うんですよ。それはその任に当たられた方、町内のお役の方だけではなく、もう少し広い範囲に注意を促し関心を持っていただくためにもそういうこともしてみてもいいのではないかと思います。さっきもありましたけども、洪水実績の浸水深の表示なども駅前など人の集まるところも結構だと思うんですけども、子供たちは毎日学校へ行きます、学校の近所にこの付近ではこれぐらいと、各学校などが地域に根ざして家庭でも話題になるかと思うので、そういったところもいいと思います。工夫次第で無関心な層にも関心を持っていただければいいのではないかと。そういったアイデア募集もされてはいかがでしょう。

やはりこの水害に強い地域づくり協議会というのは、この淀川の流域のほかの整備計画ともリンクしていると思いますので、ここのところがきちんと立ち上がっていかないことにはほかの整備計画も考えていきにくいんじゃないかと思っておりますので、この点はどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

榭屋部会長代理

ありがとうございます。では、川上委員どうぞ。

川上委員

川上です。私は地元の名張でちょっと調べてみたことがあるんですけども、私どもの地域では消防団が水防団を兼ねているんですね。では、消防団はどういう状況かといいますと高齢化しておりまして、どうも余力機動力がないような感じです。そして、新興住宅地はここにもありますように、高台の上にあります水とは離れておりまして無関心というふうな状況です。

きょうご報告をいただきまして、今現在首長会議と行政ワーキングが立ち上がっているということですが、今後この住民会議を立ち上げるのが非常に難しいと思うんですけども、上からの進め方ではなくてやっぱり住民の間からちゃんとした意識を持ってもらって、その中からリーダーが出てくるような形が望ましいと思うんですね。

淀川流域というのは、2000年も3000年も前からもちろん私が言うまでもなく水害の常襲地です。実は、私はきょう来るときも1981年に発行された淀川という本を読んできたんですけども、2000年ぐらいの間に220回ぐらいの大洪水が繰り返された地域なんですね。そういう意味で悲惨な洪水の経験というふうなものが江戸時代とかにもいろいろ出版されていて、大変勉強になったんですけども。こういうことを流域で知っている人というのは、だんだんやっぱり高齢者がどんどん亡くなっていて少なくなっているんで、そういう水害経験を持っている人、あるいはそういう知識を持っている人を語り部として勉強会なんかを開催してもらおうとともに、先般淀川資料館を見学させていただいたんですが、淀川資料館にもさまざまな資料もありますし、我々の見学のときにも紙芝居をいろいろ見せていただきましたけども、ああいうふうなものを活用しながら、やはり現場主義で見てもらって意識を持ってもらうという活動を積み重ねていくことがやっぱり大事なんじゃないかなと思うんです。

この淀川水系流域委員会が立ち上がって間もなくのころに、たしか淀川左岸の水防組合の理事長さんかなんかに来ていただいてご説明を伺ったときに、やはり切々たる訴えがありまして、非常に存続の危機に瀕しているというふうなお話でしたが、私はそのお話を聞いて、これは何とかしなくちゃいけないと思って考えたのは、例の河川レンジャーで、きょうもパンフレットを配っていただいておりますけれども、河川レンジャーを見出すプロセスとしても、こういう勉強会とか現地スタッフとかで一般の住民を巻き込みながら形づくっていくということをぜひお願ひしたいと思います。

榊屋部会長代理

塚本委員どうぞ。

塚本委員

塚本です。今、川上さんが言われましたように、やっぱり住民主体、住民が自主的に物事をやろうというものは本当にある意味では少ない。それからNPOとかありますけども、やっぱり環境とかでやってきた住民の活動がある意味では壁にぶつかってます。というのは、ほとんどはやはり行政の方に寄ってしまうんですね。これはお金の問題も入ってくるんです。武田信玄のように塩を相手に送って、お互いに切磋琢磨しようよという心構えが1つは行政側にも要すると思うんです。それほど根深いといいますが難しい問題です。

1つ大事なことは我が地域にどのぐらい愛着を持てるかです。もう一度見直して、ここは私の暮らしているところやという思いをどう持つか。それは要するに水防ということだけじゃなくて、その地域自身に対する活性というんですか再生ですか、それが起こるような住民主体が本当にまだ少ないですけども、これが起こってくるということがもう一度水防というものに対して活力を与える一番大事なところだと思います。

それから、前も少しお話をさせてもらいましたが住民対話をやってます。これはダムができたから、できないからではなくて、ぜひ継続してほしい。というのは、反対であるという人も賛成であるという人も今大いに話をしているじゃないですか。こういう人たちこそが本当に今後継続してやっぱり川を思い、地域を思っていく人たちだと、財産だと思うんですね。これは継続してほしい。だけど、今行政がこうしてやっていただいているところだけではだめだと思います。もう1つは住民から起こってくるものをどのようにうまくとらえて関係づけるかということが大事。だから、私はむしろまだ協議会じゃなくて連絡会議ぐらいでいいんじゃないかなと。ある試みは絶対に必要だと思います、あるいはこれが次の段階で変わって実体化されていくということが必要だろうなと思っております。

榊屋部会長代理

寺田部会長どうぞ。

寺田部会長

川上さんと塚本さんが言われたことと趣旨は一緒なんですけど、ちょっと私も。

こういう組織をつくるというと大体1つのパターンがあるんですよね。このパターンを脱却しないとあかんと思うんですよ。だから、今お2人が言うておられることはそういうことだと思うんです。例えば、これを河川管理者の方が中心になって首長会議で行政、住民というふうに縦割りですまず何かつくて、いろいろ意見をお聞き、拝聴というスタイルをとにかくやめなあかん。これを脱却しないとあかん

ですよ。

要はこれをどこかに任せなあかんのですよ。その任せる相手は、一番いいのは僕はもちろん住民だと思っんです。ただ、住民というのはつかみ所がない。だから、これを選択する上では注意しないといかんと思っんですけど、一定の責任感のある人、それからやる意欲のある人を見つけないかんと思っんですけども、少なくともそういうふうなところに。ポイントは、要は役割を与える、つまり権限と予算を与えるということだと思っんですよ。そして一定の責任のある仕事をしてもらおうという、その中心的役割を住民側の方でいろいろ知恵を出させるようにすると。

だから、河川管理者の方が中心になっていろいろ組織をつくって、会議を設定してご意見どうぞというふうな形ではなかなか斬新なアイデアは出てこないと僕は思う。というふうなことを多分お2人は言おうとしたと思っんだけども。一挙にそこへ行けないから塚本さんが言っているのは、連絡会議的にそういうものをある程度は管理者の方がバックアップする形で、まあ言ったら助走をやって、こういうところやったら一定任せられるかなというめどが立ったところで、ぼんと突き放してやらすということじゃないかなと思っんです。少し抽象的ですけども、1つはそういうことでちょっと今までの組織づくりというものを一定少し脱却をして、新しい形を模索してほしいなと私も思っんです。

それから、もう1つは整備計画の中の、特にダム事業なんかのまた意見をいろいろやってますけども、新しい治水についての考え方というもの、防災というものの位置づけというものが大きくやっぱり変わってきますよね。物すごくやっぱり大きい、さっき今本先生も言われたと思っんですけども、これまでのようなある意味では形式的なことでは済まない、物すごい大きい役割を担ってもらわないかんですよ。だから、そういうふうなことをこういうところを通じてアナウンスしていかなあかんと思っんです。意識浸透を図っていかないかんと思っますね。この協議会というものを少し今言ったような新しいものにしていけば、そういう役割もある意味果たせるんじゃないかと思っるので、ちょっとうまく言えませんが、何かこれまでと違った組織づくりをちょっとやってみてほしいなと。次のときまでに部会ではちゃんとした意見を出したいと思っますけど。

榭屋部会長代理

川上委員どうぞ。

川上委員

川上です。我々も実は堤防というものは弱いものなんだと、特に木津川の下流の堤防というのは砂でできていて、いつでも壊れる可能性があるということ。それから、堤防は高ければ高いほど安全なのではなくて、切れたときには高ければ高いほど被害も大きくなるという事実は、実は私も非常に無知でして委員会で河川管理者の方々から教えていただいてびっくりして、改めて認識したようなわけなんです

ね。そういうことをやはり流域の住民の方々にちゃんと話をさせていただきたいと思うんです。

それとともに、もちろん河川管理者は管理者としての責任があるわけですが、これは住民のあなたたちの問題なんだと、自分たちの問題なんですよということをちゃんと認識してもらおうということで、これを行政が言うと非常におこがましいというか、それはあなたたちの責任だろうと逆に逆襲されかねないところがありまして。したがって、これは住民の方から自主的にやる気を出してもらうためには、やっぱりこれは上から言ってもはだめだと思いますね。ですから、そういうコーディネーターというか、そういうリーダーみたいな人がやはり間に立って進めていくべきだというふうに思うんです。

阪神・淡路大震災の後で、我々の伊賀地域におきまして伊賀県民局の声がかりで地域のNPOが集まって防災協議会みたいなものをつくろうということで、準備会をつくって2年ぐらいいやりましたかね、月に1回ぐらいいの集まりで。ところが、やっぱり時がたつにつれてだんだん人が減ってきて、今また消滅状態になっちゃっているんですね。しかし、地震はいつ来るかわからないし水害もいつ起こるかわからない、そういう状況にありましてこれは一たん行政の声がかりではあるものの、みんなが集まってきて、やろうというふうになったんだけど長続きしないという、そののところにやっぱりよく考えなくちゃいけない何か理由があると思うんですね。そうならざるを得なかった理由というのがあると思うんです。

私の準備会議に参加した感想を言うと、難しい話ばかりでやっぱり楽しくないんですね。やっぱりもう少し現場に出て体験しながら多くの住民の人たちが自分の住んでいる地域のことを、山のことも川のことも町のことも、実は余りよく知らない、見てないという現実があると思うんですね。そういう地域のいろんな物事、歴史的なことも含めてみんな掘り起こしながら水害の歴史なんか勉強をしながら、その中から意識を形成していくといいますが、そういうどうしても地道な取り組みが必要な気がいたします。

榎屋部会長代理

今本委員どうぞ。

今本委員

提案です、1回の発言を2分程度にしませんか。ほとんどが感想で非常に長いんですよ。このほかのたくさんのテーマがありますので。

榎屋部会長代理

では、一言ですよ。2分ぐらいで。

塚本委員

実は皆さんは、子供は子供やないかと思っておられる方が大半やと思います。だけど、子供というの

はやっぱりすごいですよ。今言ったテーマなんかを解決していく1つの子供のありようというのをもうちょっと皆さん今後考えて頂きたいと。

榭屋部会長代理

はい、ありがとうございました。次は田中委員どうぞ。

田中真澄委員

最近の傾向として、都市の中小河川の氾濫という問題を取り上げていくべきだと思います。まさかと思うような都市の中での中小河川が意外に氾濫をし水害を起こしていると。これについても意識としてこれから持っていくべきではないかと。それに対する対応、先ほどから住民自治だとかいろんな議論が出てますが、これについても一番最初は連絡網が一番大事ではないかと思しますので、中小河川の思わぬ氾濫ということについても対応の議論が必要と思われる。

榭屋部会長代理

簡単にありがとうございました。2分ということであれば10分で5人に言ってもらえますから。では、渡辺委員どうぞ。

渡辺委員

渡辺です。もうほとんど出尽くして、私どもの地域のことを思い浮かべて自主防災組織の件なんですけども。先ほど川上委員もおっしゃいましたが、一応消防団とか老人クラブの人たちによって、消防団が自主防災組織と言えるかどうかかわからないんですが、そういう形で行政の指導のもとに住民の方へ働きかけて、いわゆるそういう組織をつくるというのはまずやらなければならないんですけど、難しいのではないかと思うんですね。

災害というのは常にいつ来るかわからないもので、防災組織としても日ごろからそれに備えて訓練とかソフトの面でもいろいろと活動の準備をしておくはならないと。いわゆる若手は働きに出たりしますので、留守を守っているのはどうしても老人とかそういう人たちが中心になって対応していかなければならない。だから、もしそういう組織をつくり上げるとすれば、どうしてもそういう人たちを対象に頼むというような形をとらざるを得ないので、今後それも含めてもっと協議を尽くして、いわゆる行政の方々は考えていただきたいと、住民として私はそう思います。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございます。紀平委員。

紀平委員

紀平です。1つ提案なんですけど、もし私が河川管理者の方だったら今までの意見を聞いてどうしたらいいのかと、住民の方からという話が出ているけども、その辺を聞きたいと思っておられると思うん

です。

私が1つ提案をしたいのは、国交省なり官公庁の部局、課などに専門家ではないけども、生物のことがわかる人を入れてほしい。それから今の話に戻りますけど、地域に出ていくPRというか、ちょっと言葉はわかりませんが、そういう人をつくっていただいて主に学校を利用すると。教育委員会と連携をして、お母さん連中というのはすぐにつかかってくるというか、学校ではPTAの教養の講演会とかもありますので、そういうところで話をしてくださるとか、そういう担当者をつくって回る渉外というか、そういうものをつくられて地域で学校の先生が中心になられてもいいし、河川レンジャーの方が中心になられてもいいし、地域を回っているうちに治水とかいうことに関して非常に興味を持っておられる、そういうことを調べている人もいますよ。だから、そういう人たちを見つけて、そういう人たちに核になってもらうとか、そういうことをやってほしいなというふうに思います。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございました。今以上につけ加えることは余りないですね。地域に出ていけということですね。

紀平委員

地域に出ていく担当をつくってほしいんです。

榎屋部会長代理

担当をつくるということと、地域に出ていってほしいということですね。

紀平委員

ちょっとここと関係ないんですけど、環境調査がおこなわれたコンサルの報告が十分に理解できてないというか、調査をしたことがもう少しわかるような専門官を内部においてほしい。河川工学などの専門官はいるが、生物の専門官などをつくってほしい。

榎屋部会長代理

では、有馬委員。そろそろこれぐらいで最後にしたいと思います。

有馬委員

短くしますが、この間木津川下流域でしたか、保全利用委員会に呼ばれて現場へ行ってきましたが、利用者はあの運動場は絶対水につからないということに自信を持っています。木津川の堤防をつける前からあそこはあったんだと、それぐらいの自信です。ところが、一方淀川を眺めてみますと、公園あり、グラウンドあり、いかにも安全で楽しい場所という場所になっておると。青テントで生活をしておる人、それから畑をつくっておる人、あの方々はあそこに水は来ないということが一番よく知っていると思うんですよ。だから、地域の人か本気で考えられるようになるには、たまには公園が水につかって、1年

に4、5回水につかるぐらいのことがなかったらそんな気は起きないと思いますよ。その辺から考えてほしいなと思っております、以上です。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。時間も大分過ぎてるので、話は尽きないと思いますが、今度は1分、最後に一言。小竹委員。

小竹委員

皆さん方のご意見を聞いているとのんき過ぎると感じます。私は室戸台風から空襲からその後数々の災害を、救護側からとしても体験しました。車も何も来ない。救助に来れない、行けません。だから、向こう三軒両隣がきちっとしているところしか災害には役にたたないわけです。じゃ、地域の住民を患者さんとしてみたときに、見えない、聞こえない、動けない、しゃべれない人がどれだけおられるかという人数は消防署も区役所も警察もどこも把握してません。それで、私の近所のマンション 600世帯を調べましたら、その中で 216人の70歳以上の老人がおられる。ひとり住まいの方が70人おられて、耳の聞こえない人が15人、車いすが25人、目の見えない方はおられませんでした。たった1つの 600世帯のマンションでそれだけおられたら手がとどかず全域の救援なんてできないわけです。皆さんの幸運を祈るだけです。私の体験からいって向こう三軒両隣方式をしっかりと、それだけです。

榭屋部会長代理

はい、わかりました。いろいろご意見が出まして、やっぱり皆さんのおっしゃっているのは河川管理者はもっと出ていって話をせよということのようですね。

では、1番の水害に強い地域づくり協議会の話はこれぐらいにいたしまして、引き続き船舶航行に移っていただきたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 沿川整備課 山村）

淀川河川事務所沿川整備課の山村でございます。座らせていただきます。

「船舶航行環境影響検討」ということで、最初に16ページの方に概要をつけさせていただいておりますけれども、まず淀川の舟運における現状でございますが、かつての京都と大阪を結ぶ大動脈であった水上交通は昭和37年に幕を閉じまして、今現在はほとんど航行されていないという現状でございます。しかし、近年の自治体と住民からの意見で川に向けた街づくりや、川と水辺の賑わい創出等の観点から舟運復活を要望する声が出ております。

また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえて水上交通ということで、舟運も非常に見直されております。我々河川管理者といたしましても、平成7年以降高水敷に河川敷道路と緊急用船着き場を整備してまいりまして、非常に淀川周辺の大規模震災時における淀川を活用とした水上緊急輸送の整備を

進めてまいっているところでございます。

しかし、今現在淀川にはほとんど船舶がないという中で、淀川というのは非常に特有の環境がございます。それらの環境影響について、これまで検討・調査してきた内容をこれからパワーポイントで説明させていただきます。今後の課題を最後に述べさせていただきたいと考えております。

それでは、パワーポイントの左側でございます。現在淀川の現状の課題ということで、大きく船舶航行に関係いたしますのは水深2mということで、砂利採取船といいますが淀川を毎日航行している唯一の舟でございますが、砂利採取船により川底の砂利をとることによって、川底の砂利を有効に活用してコンクリート骨材の材料に利用しようということで砂利採取船が航行しておりますけれども、それによって今航路、水深を確保しておるところでございます。

あと、課題の1つとして淀川大堰がございます。これは何といたしましても淀川の上下流部を分断しております。今舟が河口から上流域に直接航行できないということでございます。あと淀川特有の点でございますけれども、全区間的に水道用水の取水口がございます。あと河岸の自然環境ということで、ワンドやヨシの自然保全区域が多々あるということが今の現状と課題でございます。

そこで、平成12年から淀川大堰開門検討委員会というのを立ち上げまして、大堰を航行します開門の検討を今現在しております。あと、さらにうちの事務所の中に淀川舟運研究会を設置いたしまして、舟運の必要性について調査・検討をしております。そこで、平成16年3月に淀川舟運基本構想基礎案というのを開門検討委員会で決めました。これは淀川舟運の復活を検討するに当たりまして、淀川に適した船舶を決定し、課題の1つである淀川大開開門の形状条件を位置づけたもので、地域防災力の向上や地域活性化を目標にした基本理念と、安全性、環境影響を考慮した航行規則概案を示したものでございます。

次にご紹介いたしますのは、我々が今まで検討してきた内容のご紹介でございます。大きく利用、環境、ニーズという内容で説明させていただきます。まず、利用につきまして「緊急時利用」ということで、淀川周辺の大規模災害時における水上輸送として、上の4つの利用方法を挙げております。水上輸送は何といたしましても大量に、また公益的に利用が可能であるため淀川を活用した水上緊急輸送の必要性は高いと考えております。右側の比較でございますが、これは生駒断層系の直下型地震を想定いたしまして、緊急時の水上輸送と陸上輸送の比較を行ったものです。比較結果は下のグラフのようになっております。やはり水上輸送は一度に大量に輸送できることから、廃材運搬や被災者への迅速な救援物資の輸送に大きく寄与するものと考えております。

続きまして平常時の利用でございます。物流におきまして船着き場を利用いたしまして、高規格堤防工事のために用いる土砂を初めガラ・資材等の輸送が考えられます。陸上輸送との比較をいたしました。

輸送距離を30kmで30万m³の土砂を運搬いたしますと、陸上輸送に比べまして水上輸送は一度に大量に輸送できることから経済性がよく、またCO₂排出量とエネルギー消費量においては約60%の軽減効果が出ており、環境負荷の低減に大きく寄与されることが考えられます。

続きまして観光面においてでございますけれども、淀川では平等院や石清水八幡宮、鍵屋ミュージアムといった歴史的な観光資源がございます。また、下流には大阪湾にUSJや海遊館があるため大阪から京都への歴史観光や、京都・枚方・大阪を結んだ江戸時代の水上交通の復活などが考えられます。

次に、これまで環境影響について調査した内容を報告させていただきます。大きく航走波及び底泥の拡散状況について調査いたしました。対象船舶の航走波はこのようになっております。速度によって変化いたしますけれども、速度に比例して大きくなるのではなくて、高速艇につきましては12ノットを超えますと、舟が水面の上をすべるような航行をするため、航走波は小さくなることがわかりました。

これは調査時に撮影した平成ワンド付近の双胴船の航走波の状況です。このような航走波による植物への影響のほかには、釣り人等の水面利用者にも影響を及ぼすことが考えられるため、航走波の影響を抑制するために、河川法28条に基づきまして、概要版の17ページにも記載しておりますけれども、水面上にゾーニングをいたしまして、航行禁止区域、水域などの航行区域を設定する必要があると考えております。

次に、濁度につきましては、船着場に接岸、離岸する際の底泥のまき上げについて調査をいたしました。結果といたしましては、15m程度広がりがちで、沈降も比較的早く、その回復時間は10分程度、濁度の測定においても、長くても、30分以内で回復するものと見られ、船の種類による特徴的な傾向はないことがわかりました。ただし、まき上げられる底泥の拡散状況は、淀川の流量や降水、出水、風などの状況によって変化することが考えられます。

最後にニーズ調査の内容でございます。自治体及び住民のニーズ調査を行いました。自治体からは、舟運による緊急時の防災活動、また平常時の地域活性化策への高い必要性が示されました。また、住民におきましては、観光目的での希望料金を伺ったところ、伏見、USJ、海遊館に、電車による交通費の約2倍となる1,100円ぐらいなら利用したいという結果が出ており、また緊急時における舟運も過半数以上が評価できるという回答もいただきました。

最後に今後の課題でございます。船舶航行における環境影響につきまして、航行実験の結果より、淀川環境委員会や淀川水面利用調整協議会等の意見等を踏まえまして、航行規則を策定していきます。淀川大堰閘門の設置においても、淀川舟運基本構想基礎案で提示した閘門の形状条件をもとにより、費用対効果や環境影響評価の検討を行いまして、閘門の基本設計を実施していきます。また、中上流部域での停泊地の設置検討や、上流域における水勢工による水深の確保にも、環境及び利用の面から検討を行

っていき、最終的に淀川にふさわしい舟運の姿といたしまして、淀川舟運基本構想の策定を行っていきます。以上でございます。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございました。

では、今の件について質問なりご意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。有馬委員、どうぞ。

有馬委員

有馬です。水上スキーのことで、上水の取水口がないところで行わせるという、そういう話がありましたが、この舟運と取水口ですか、上水、原水の汚染等についてのかかわりはどうなっていますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

もちろん、課題の1つに挙げておりますように、取水口はたくさんございますので、そういったものに対する影響というのをもきちっと把握していく必要があるというふうに考えております。これも課題の1つでございます。18ページの上のところですね。4つ目か5つ目のところに水利用というのがあって、取水口ありというふうに書いてございまして。

有馬委員

これを見ますと、取水口がありますよというだけで、ここの環境影響について当然やりますよというふうに、そういうふうにとったらいいわけですか。航走波の影響とか何とかいうのが出てきましたが、この中に取水口、原水への影響なんていうのが出てきそうな感じがするんですが、それはまだやっていないというのか、そんなことはできないのか、そのあたりお聞きしたいんですが。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。

具体的にどれぐらいどう影響があるかという詰めまでは残念ながらまだできておりません。もちろん、そういう水道管理者の方々との協議ですとか調整ですとか、そういった話がこれから必要になってくると考えております。

少し説明に対する補足といいますか、どういう視点でご意見をちょうだいしたいかというお話をさせていただきますと、もちろん舟運を復活する上でいろいろ課題がございますので、その課題をどう解決していくかというようなことも大きな問題ではございますけれども。別な視点から、昔の淀川というのは船があって当たり前という状況でして、やはりその船のある風景というのも非常にいいものですし、一方で川に対する関心の高まりというんでしょうか、そういう意味からも舟運の復活というのは大事か

なと思っております、沿川市町村の方でもそれなりにいろいろ活動していただいているところなんです、我々が船の航行というか、舟運をするわけにはなかなかまいりませんので、やはり地域の盛り上がりといいますか、そういったものがこれから舟運を進めていく上では大事かなと思っております。どう地域を盛り上げていけばいいかというような視点も含めてご意見をちょうだいできればありがたいと思っております。

榎屋部会長代理

紀平委員、どうぞ。

紀平委員

紀平です。今言われた、川に船があるというのは、僕も好きなんです、その場合、小型の船というか、昔荷物を運ぶのに淀川を使ってますけども、そのころには陸路がなく、京都大阪を結ぶ淀川が交通の要衝で、大型の船が走って荷物を運んだと思うんですけども。近年、私はこれだけ淀川の生態系がどんどんと衰退している中で、大きな船を走らせると、船によって種類によっては影響が大きい。実験結果は余り影響がなかったという話ですけども、僕はかなりあると思うんですよね。できるだけ小型の船にしてほしいという要望をお願いしたいと。もし舟運で船のことが出てきた場合に、できるだけ小型の喫水の浅い船で水に親しむような感じの気持ちで沸いてくるような船を使うというか、そんな形でやってほしいなど。貨物船のような、砂利をもっとたくさん運ぶ大型の船とか、そういう動力船が荷物を運ぶとかいうのを目的にしてほしくない、そんな気がいたします。

榎屋部会長代理

今の件について、河川管理者の方、何か。はい、吉田さんどうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。ご指摘ごもっともだというふうにも考えております。たくさんの船が行き交うとか、あるいはプレジャーボートがががんと走るとか、そういうのはあまり想定いたしておりません。やはりやるにしても、徐々にというところまでいくのかという議論はありますが、いろいろとやりながら、モニタリングももちろんしながら、そこはやるに当たっても慎重にいきたいというふうに考えております。

先ほど言いましたように一方で、だめだめということではなくて、そういう共存といいますか、そういったこともやはり考えていけないかなと思っております。

榎屋部会長代理

塚本委員、どうぞ。

塚本委員

最近ちょうど羽束師のあたりによく行くんですけども、あそこは非常に不便なんです。京阪から

も阪急からも。バス自身が1時間に1本もないぐらい。そのときに、私もふと、八幡ぐらまで船があったらなというふうに思ったりしますし、昔の方たちにお話を聞くとやっぱり、あそこは羽東師の「泊」というのはとまるというところで、船の行き交いがあったということがありまして、場合によっては、もともとはだから緊急とかそういうもので船を使うというベースができてくるんだったら、住民の人たちの機運によっては船があってもいいなというふうに。それはまた今後住民の人たちがどういう川や町の思いを持って、そして船がほしいなと、そういう機運が出るかどうかということですけども、少しそのことは感じました。

榎屋部会長代理

小竹委員、どうぞ。

小竹委員

小竹ですが、先ほどの暴言は失礼いたしました。

警察的な立場から見たときに、水面のところの法規の管理が全然盲点になっているんです。水上警察は下流から考えて、第一番目の鉄橋の阪神電鉄伝法線までが管轄になっていて、そこから上流は、水面が直轄外になっている。ところが、大阪府警が交通法規で入れるかという、土手を越えて。事件で犯人を連れていくのはいいんですが、罰則するときに水面がどうも法規的でとどかない、皆さんにひとつ何かあればどう扱っていいのか。例えば土左衛門が真ん中でおるときに、向こう側とこっち側、いろいろ書類を書くときに困る場合がある。それから、鉄道でも踏み切り事故で、京都府と大阪府で頭のある位置が管轄、として問題となる。こういうきついことを抜きにして、建設的にいかないといけませんから、一度水面に、事が起こったときの管理を、ついでのこと、国土交通省で全部、河川敷と一緒に法規的に何かはかたづけてほしい。何かその辺が盲点になっているようです。なかなか難しいです。書類を出したりするのに困るわけです。

榎屋部会長代理

吉田さん、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。水上のいわゆる取り締まりみたいな話も含めてかと思うんですが、現時点ではおっしゃいますように、特に規制をかけようにも、そのもととなる規則というものがございませんので、その辺はやはり、こういう船を航行する段階までにはその辺の規則をどこまで、場合によっては罰則規程まで含めてやれるかというのは、警察を含めてきちっとしておきたいと考えております。

榎屋部会長代理

田中委員、どうぞ。

田中真澄委員

田中です。今の関連したことなんです、この今の計画といいますか、考えておられることにつきまして、何も航行規則とかいうのは現存はないんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。現在、ございません。

田中真澄委員

そういうものはないんですか。意見書としては、つまり環境に配慮した計画ということで水質を初め書いてあるので、さっき有馬委員もおっしゃいましたけれども、つまりこの河川を運行することによって、新たな観光面を開発していくという視点も考えておられるわけですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。そこは、ですので、我々がどうこうというのではなくて、その地域なりが盛り上がって、そういう観光面にも生かそうということになれば、そういう話も出てこようかと思いますが。

田中真澄委員

ここには都市の連続性の修復と書いてあるんですけども、日常の船の交通を考えているとか、そういう面はないんですよね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。ですから、現時点ではどういうものになるかというのが、まだよく見えておりませんので、そういう意味からそういったことも想定した上で幾つかの課題なりを整理していく必要があるという観点でございます。水質を初め環境への影響が大きいという意見書が書かれているわけなので、例えば上水の取水口における航行上のいろんな化学的なものが流入して汚染されたりするという、その基準みたいなものですね、水質の基準みたいなものをしっかりこれから決めていただくと。余り航行が多くなったりして歯どめがきかなくなるというようなことは、これは絶対に避けるべきだと思います。

榎屋部会長代理

山本委員、どうぞ。

山本委員

山本です。伏見の方では、十石船が運行されています。最初のころは数年前は観光シーズンの土日だけだったのが、徐々に観光シーズン毎日運行というふうになっていって、休日は三十石船、大きな船も運行されているルートが観光目的であります。地元の子供さんを乗せる、試みなども河川レンジャーの活動と連携してやっていって、地域の人が川から町をながめるとか、川に親しむとか、何か考えていた

だくきっかけになっていくという面で、気軽に利用していただけるような形態というのも考えていかなきゃならないと思うんですよ。

もう1つ、逆にこれを見て気になっているのは、きょうは利用 - 14ということでお出しいただいているのですが、ほかの具体的な整備をなさっている中で、淀川の大堰の閘門の設置検討ということをやっていますよね。ほかにも委員会が立ち上がっていて、そちらの方でご検討をいただいているということなので、多分、この項目がそのベースになるような考え方であるわけですよね。今回、住民ニーズの調査ということをやっています、22ページですが、観光舟運目的地というのはこれは6カ所ですか、6カ所書かれていますけれども、これはもともと聞き取り調査をなさったときに、この項目でお聞き、この中で選んでくださいというようなことでお聞きになったんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 沿川整備課 山村）

この前のシート6番という、こういったイメージ図を、これをもうちょっと各自治体さんごとの文化・歴史を今の写真を入れまして、これのもうちょっと詳しい版をイメージ図ということでアンケートに同封いたしました。それでイメージを描いていただいて、自分の好きな行きたいところを選んでいただいたというような状況です。

山本委員

そうですか。では、この項目というのは、その中にあったということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 沿川整備課 山村）

はい。USJのこの写真をつけて示しております。

山本委員

では、具体的に言えば、京都・八幡の辺から水深がありませんから、そんなに上流からではなくても、大阪近辺から海の方に出て、海遊館とかUSJに行くようなイメージを描いたということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 沿川整備課 山村）

範囲につきましては、一応大堰にも閘門が設置したということで、自由に行き来できる、上流側にも自由に行き来できるということで、一応上流側は天ヶ瀬ダムの直下、下流は大阪湾という範囲で設定しております。

山本委員

では、大堰が閘門ができたという前提で利用の調査をなさったということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 沿川整備課 山村）

はい、そうでございます。

山本委員

ありがとうございます。

榭屋部会長代理

はい、どうぞ。

寺田部会長

先ほど吉田所長が言われたことなんですけども、この委員会として、どういう点についての意見を求められているかということ、ちょっとあとよく頭に置いて委員会を検討されてないといけないと思うんですよ。今、委員が意見、あっちこっち飛んでいるんですけども、何が求められているかと。

これは実は、この委員会の方で出した意見書の意見の部分と、そのトーンと、河川管理者の方が検討の方向というのは、これはかなり違うんですよ。だから、余計に意見を求められていると思うんです。その辺をちょっと頭によく置いていただいて検討していただかないと、全然、何か的外れの意見になってしまいますから、ちょっと注意をしてもらいたいと思うんですよ。

つまり、きょう示された中で、緊急用の運行として確保するということは、先ほどの第1のテーマと同じで防災との非常に密接な関係があって、これはきちっと検討して、具体化せないかんという点は、多分異論なからうと思うんですよ。ところが、そうでない部分、つまり民間の企業とか、そういう観光用のために積極的に利用していくのかというふうなことについては、かなり意見がいろいろあると思うんですけども、まさにそういうところが問われているんじゃないかと僕は思うんですよ。だから、今度の部会までにそういう求められていることに対して的確に物が言えるような検討を、担当、後から決まった方はぜひやってもらいたいと思いますし。きょう最後に出された基本構想というのは、まさにそういうふうな点において、こういう方向が果たしてどうなんだろうかということこの委員会が検討してもらわないといけないということ、ちょっと念のために意見を申し上げました

榭屋部会長代理

はい、どうもありがとうございました。

ちょうど3時まで5分ぐらいになりました。ちょっとこのあたりで少し休憩をしたらどうかと思いますので、いつまで休憩にしましょうか。15分くらいということで、3時10分に再開ということで、よろしくをお願いします。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、休憩に入らせていただきます。再開が3時10分ということでよろしくお願いたします。

委員の皆様におかれましては、後ろの通路の反対側の第1会議室が休憩所になってございます。また、一般の方々も含めて後ろの第1会議室の隣が喫煙室になっていますので、どうぞご利用ください。

〔午後 2時55分 休憩〕

〔午後 3時12分 再開〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

再開をしたいと思います。寺田部会長、よろしく願いをいたします。

榭屋部会長代理

では、今から第2部を始めたいと思います。

まず最初にお手元の資料の中に、節水のキャンペーンの資料があります。第2部の始まりというのは、皆さん頭もすっきりしていると思いますし、たくさん人も集まっているということなので、ひとつこの件について説明していただいて、PRしていただきたいと思います。よろしく願います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

淀川水系総合調査事務所の久保田でございます。

お手元に「節水でびわこ・淀川の生き物たちの命を守ろう」というパンフレット・リーフレットと、中に1枚紙のものがございます。実はきょうの報告でもあるんでございますけれども、流域委員会の提言で水需要管理ということを提言でいただいたわけなんです、そのための取り組みの1つとして行っているものでございます。水需要抑制の目的といたしまして、琵琶湖の水位の低下を抑制し、淀川の河川の流量を豊かにするというようなことを目的としているわけでございますけれども、特に琵琶湖の水位に関しましては、下流域の大量の水の利用が琵琶湖の水位低下をもたらしまして、それが生態系に大変大きな影響を与えているということで、ことしに入りましてからもいろいろ広報活動を行っておるわけでございますけれども、その中の1つの取り組みといたしまして、9月から今月にかけて行っているものの紹介でございます。

中に入っている、A4裏表の紙を見ていただきたいと思いますが、簡単に説明させていただきますけれども、KBS京都とラジオ大阪、KBS京都は京都、滋賀ということで、それからラジオ大阪は水を大量に使っている方の大阪から神戸をエリアとしているということで、この水需要の地域を網羅するような形で行っているということでございます。1つ目の取り組みが、KBS京都とラジオ大阪における同時生放送ということで、ここで書いてございますように、「琵琶湖の生命キャンペーン」ということで、裏の方に「みんなの節水宣言」、ラジオコーナーの取材先が予定が書いてございますけれども、約10分間を10回シリーズで両局の同時生放送で、いろんな方々の意見とか、あるいは住民の方々がやっておられる節水について、そういうものを紹介するというところでございます。2つ目でございますけれども、みんなの節水キャラバンということで、これは大阪と京都、もう既に今月の初めに行ったわけでございますけれども、これも具体的に節水をどうしていったらいいのかと、みんなの節水宣言のメッセージ

も募集したということをごさいます、先ほどのパンフレットはこういったときにも使っているということをごさいます。また、このパンフレットは、少し子供さんを意識したつくり方にもなっており、ごさいます。今後学校教育なんかでも使っていただけたらなというふうに思っているところをごさいます。

それから、テレビ番組といたしましても、琵琶湖の環境に関する取材物をKBS京都で計4回、これも放送が始まっておりますけれども、こういうものをやっていくということをごさいます。

最後のスポットCMということをごさいます。これはKBS京都とラジオ大阪、やはりこの両局で1日2回程度流すということをごさいます。この間の琵琶湖部会でもやらせてもらったんですけれども、全部聞いても2分ぐらいをごさいますので、琵琶湖部会では1パターンだけだったんですが、すべてのパターンを聞いていただきたいと思ひます。

「琵琶湖にはおよそ1,000種類以上の生き物がすんでいます。……」

榊屋部会長代理

そのPRの分があるんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

KBS京都とラジオ大阪で流してごさいますので、毎日2回程度流してごさいます。それが4パターンごさいますので、全部聞いても2分間ぐらいをごさいますので、宣伝のためにここで流させていただきます。

「……人間だけしかできません。琵琶湖は私たち生き物すべての命の湖、毎日の暮らしの中の節水心がけましょう。国土交通省近畿地方整備局。」

「琵琶湖にはおよそ1,000種類以上の生き物がすんでいます。琵琶湖にしかない魚や植物たちもたくさんすんでいます。ゲンゴロウブナ、ニゴロブナ、ビワマスなど琵琶湖固有種と言われる魚たち、ヨシ、ネジレモ、サンネンモなどの植物、そして人間も琵琶湖の恵を受ける生き物の1つ。琵琶湖の恵を受ける生き物は湖の水位が保たれていることで命を育んでいます。そんな命の源琵琶湖を守るのは、人間だけしかできません。」「琵琶湖は私たち生き物すべての命の湖、毎日の暮らしの中の節水、心がけましょう。国土交通省、近畿地方整備局。」

「みんな毎日、学校や家でたくさんの水を使っているけれど、この水を大切に使わないと、琵琶湖の生き物たちの命が危ないということは知っているかな。」「知りません、どうしてですか。」「琵琶湖の水かさが急に減って、ゲンゴロウブナ、ニゴロブナたちのすみかがなくなってしまうんだよ。そうならないためにはどうしたらいいかな。」「うーんと、水を大切にしたらいいと思ひます。歯をみがくとき、水を出しっぱなしにしない。」「野菜や食器もため洗ひをする。」……「そう、みんなが水を大事

に使うことで琵琶湖の生き物たちが救われるんだ。」「きょうから始めよう。」「節水で守ろう、琵琶湖淀川の生き物たち。国土交通省近畿地方整備局。」。

ちょっと調子が悪かったようなので、これだけにしますが、今のようなパターンで放送しているということです。

ちょっとこの間の琵琶湖部会でも流したんですけれども、最後に国土交通省近畿地方整備局と入っているのがちょっと押しつけがましいのではないかというような意見もあったんですが、実はこのラジオスポットコマーシャルを流すときに、だれがやっているのかというのを明らかにする必要があるので、あれはどうしてもつけなければならないと、そういうことでございます。以上です。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございました。

では、早速第2部の河川整備計画進捗状況の方に入りたいと思います。河川管理者の方、よろしくお願ひします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川環境課長 竜門）

淀川河川事務所の河川環境課長をやっています竜門と申します。よろしくお願ひします。私からは報告項目の ということで、まず実施についての途中経過報告を3つ行いたいと思います。環境 - 6、8、18です。横断方向の河川形状の修復を2つ。1つは赤川地区です。もう1つは淀川大堰より下流になります汽水域の海老江というところ、それからあと縦断方向の河川形状の修復ということで、小泉川をお話ししたいと思います。ページについては23ページからです。印刷の都合で左右ではなくて表裏になっているので、ちょっと見にくいかと思いますが、ページの的には24ページの方を見ていただいた方がわかりやすいのかなと思います。

横断方向の河川形状の修復を実施ということで赤川地区ですけれども、干陸化したところを水陸移行帯に再生するという工事でありまして、一番上の写真が1975年当時、部分的にたまりがあったのですが、これも、これが干陸化してしまって、現在ほとんど水につからないということで、それを一番下の、これはイメージ図ですけども、一番下のところが堤防側の方になります。干陸化したところを平均的に50cm削りまして、ワンド形状のものをつくるということで、平均水深が1.5mぐらいのもので、浅い水域帯をつくるという計画です。上流から下流へ流水が起こるようなワンド群・水域の創出を図る。それから、1期工事というふうに丸で囲んでありますけれども、これが一番川側ですね。川側の遠いところから施工するというので、ことしの秋に工事着手する予定です。主な工事内容は、干陸化した土地を切り下げるということで、土掘削が中心になります。環境 - 6は以上です。

続きまして、25ページと26ページになりますが、26ページの写真を見ていただいた方がわかりやすい

と思います。これも横断方向の河川形状の修復で海老江というところ。一番上の図で丸の赤いAというところ、これは国道2号線の淀川大橋ですが、そのすぐ下流のところ。ここは汽水域といいまして、海水と水が混じるところで、水陸移行帯として、干潟を造成するということ。それで、真ん中の写真がことしの7月4日、満潮時の写真で、下の写真が干潮時です。いずれもこれは大潮の満潮と干潮というところで、潮が上がってくると、ちょっと見にくいかと思いますが、全部水面につかるのではなくて、これは写真では2つしか山が出ていませんけれども、山といいますか、高いところが3つ出るような形をつくったんですが、部分的に波に洗われてとかいうことで見えなくなっておりますけれども、こういうような潮の干満があるところで干潟を再生するということで、平成15年より着手しまして、環境委員会からの助言を受けて、ことしの6月に完成したところです。これから、今生物が戻ってきているという情報がありますが、細かくまだ調べてないということで、これから地形の調査、それから鳥類、底生生物等のモニタリングをやっていくこととしております。

続きまして、27、28ページです。今度は縦断方向の河川形状の修復ということで、京都府域になりますけれども、小泉川です。28ページの上の写真が現状です。床固め工がありまして、段差になっているところで、大きく3段ぐらいになっていますが、これでは魚の行き来ができないということで、これに下の絵のような魚道をつける計画です。方式としては、階段式の魚道にしております。対象魚種は、回遊性のアユ、それから遊泳魚のオイカワ、カワムツ、それから底生魚のヨシノボリとかカニなどを対象にしておるといことです。

ここは流量が少ないということで、全面的に水を流すと水深が浅くなってしまいうということで、この図でいきますと右側の方に水みちが寄っているということで、こちらの方に魚が行き来できる魚道をつくるということで計画しているということです。

以上です。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。今の件は、前の2つは大体似たような話、もう1つは魚道の話ということですが、どういうことを聞きたいとか、それはどうなんだろうね。吉田所長、何かありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。

ここ以降は、まさに進捗状況の点検ということで、我が方でピックアップしてご報告させていただく分でございますので、特段何かございますればもちろんご意見を賜りたいと思いますが、なければそのままどんどん進んでいただければと思います。

榎屋部会長代理

ということですので、何かご意見なり、聞きたいことがあれば聞いていただいて。

はい、有馬委員、どうぞ。

有馬委員

有馬です。

これは環境委員会で言うことかもしれませんが、海老江地区の干潟を造成してある。ところが、この干潟造成地のの上流部に船着場ができていますね。あの船着場のところは、あれは何と言うんですか、人が歩くところ。棧橋と言ったらいいですか。あの棧橋に囲まれた内側は完全に腐ってしまいます。もう既に腐敗が進んでいるぐらい。というのは、水が入ってこない。だから、せっかくあった干潟が船着場によって殺されるという、そういう形になっていますので、せっかく干潟を造成するのやったら、あそこもやっぱりそういう目でやっていかんのかなと。ここだけ見て干潟をつくるんじゃなくて、淀川全域にて干潟をつくる、海老江を考える、そういう態度が大事だと思います。ということですが。

榎屋部会長代理

吉田所長、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。少し言いわけを含めてお話をさせていただきますと、この海老江地区、干潟を造成した箇所の300mほど上流でしょうか淀川大橋というのがありまして、それを挟んで上流側ですけれども、先ほどの船の関係で、緊急時の船着場というのを淀川三川合流部まで全体で9カ所設置いたしておりますが、特にこの海老江地区につきましてはもともと干潟があるということで、通常の船着場をつくりますとその干潟に影響が出るということから、いろいろご指導もいただきながら浮き構造物で船着場を設置したところでございます。ご指摘いただいていますように、少し水の流れが悪くなっているような状況が見てとれますので、これはどう改善していくかということになってくるわけですが、その辺またいろいろ環境委員会の方からご意見をちょうだいしながら、改善できるところはしていきたいというふうに考えております。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございました。

魚道の関係は、紀平委員、何かご意見ありますか。あるいは、渡辺委員。

渡辺委員

渡辺です。小泉川の28ページですね、今説明がありました。この堰堤というんですか。これは実質、何か機能しているんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。ちょっとこの写真ではわかりにくいですが、このすぐ写真の手前側が桂川の三川合流よりもすぐ上流のところでございます。本川の方の水位が低くなっておりまして、支川の方が少し高いので、どうしてもここに段差が出てきます。これをもし取り除きますと、支川の方がどんどん侵食が上流に進みまして、橋梁ですとか護岸ですとか、そういったところにいろいろ影響が出るものですから、そういう支川の河床の下がるのを防ぐために、この合流点のところにこういう床どめというのを設置しているということでございます。

渡辺委員

わかりました。

榎屋部会長代理

倉田委員、どうぞ。

倉田委員

倉田です。ちょっとだけ質問させてください。28ページの魚道の図ですけれども、この魚道の幅はどのくらいおとりになっていますか、余りに幅が狭いと、遡上口や降下口でむしろ溯上・下降する魚が大型外来魚に食われてしまうので。従来のは余り狭くとり過ぎているために、かえって悪い場合があるんですよ。その辺ちょっとご配慮がある方がいいと思うのですが、どうでしょうか。

紀平委員

紀平です。ここは、水量が少ないんです。この絵を見られただけでは、倉田委員がおっしゃっているようなことがあるんですけども、これは本当に水色になっているところはほとんど水がないんです。将来でき上がっても、中央部にちょっと蛇行した部分がありますね。そこが恐らく水深が二、三十cmぐらいでやっとなんか流れているというのが普通の状態です。この絵はこの模式図は、そういうことを想像するような図ではなく、余り適してないと思います。平常はほとんど水がないと思います。

本来なら、私は今本先生や宮本さんが所長時代に現場と一緒に行って見て、ちょっとここでは見えてないんですけども、一番下の段に壊れているところがありまして、コンクリートの固まりみたいなのが4つぐらい見えてますね。その辺を壊すだけで、あとは間伐材を使って、水の流れがそこに集まるような形で施工できたらお金もかからないし、簡単に考えて、環境委員会でもそういう意見を私述べたんですけども、皆さん、現場も何回も見てもらったし、で、水理学、河川工学の方も参加されて、最終的にこういう形の絵になってしまいました。ここは湧筋が向かって右側に寄っていますけれども、そこから恐らく出てくることは少なく、二、三十cmぐらいで、幅1mぐらいというか、そんな規模なので、普通の大きな河川のところの魚道とは違うということをおわかってもらえたらと思います。

榎屋部会長代理

はい、どうもありがとうございました。

今本委員。

今本委員

私もこの現場を見せてもらって、イメージしていたのと全く違うんですよ。こんな立派な魚道、こんなところに要るのかなと。上の写真を見てください。これは確かに床どめが壊れていますけれども、こういう草むらの中で、魚が登り得る機能さえあったらいいので、何かこれはね、絶句するほど、お金が余っているのかなという気がしました。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございました。

塚本委員、何か。短く、2分で。

塚本委員

こういう場合、以前にフリーハンドで図面をつくったらどうですかとお話ししたんですけれども、どうしてもしっかりした図面をかいて幾何学模様の馴染みにくい結果になってしまうという。少しフリーハンドの方法も考えてみてください。

細川委員、どうぞ。

細川委員

猪名川部会の細川です。

この風景を見ていると、絶対上の方がいいと私は思います。

榎屋部会長代理

ということで、いろいろご意見がございましたが、この魚道をもうちょっと、皆さんが余りにも立派過ぎるといふ。

紀平委員

この図ですね。上へちょっと修復してもらって、もう少し見やすいような感じにしてもらったらというふうには思っております。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。

恐らくイメージの部分もあるんですけど、完成というか、つくった直後のイメージになっていますので、多分もっと植生がいっぱい生えて、それなりに自然になってくると考えられますので、そうすると、この魚道自体もそんなに違和感があるようにはならないのかなというふうに想像いたしております。

す。その辺含めていろいろご相談しながら進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございます。

では、次にまいります。次の治水 - 9、10、治水 - 12、7 - 2と4つありますが、これについてお願ひしたいと思ひます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 工務第1課長 栗原）

続きまして、治水 - 9、環境の10、治水の12 - 6についてご報告をさせていただきます。淀川河川事務所の工務1課長の栗原でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、治水 - 9の淀川堤防強化検討委員会についてでございます。本日、別途資料で資料1 - 2でご用意をさせていただいております。当委員会につきましては、基礎案の治水部分の第1の目標であります、破堤による被害の回避・軽減ということを図っていくために、堤防補強をやるということでございます。その具体的な工法の技術的な評価検討を行うことを目的にいたしまして、昨年の4月に立ち上げを行いました。以降、6回にわたりまして、この間ずっとやってまいりました、堤防の詳細点検調査、これの結果をもとにいたしまして、検討を加えまして、木津川、桂川、宇治川、淀川本川、また猪名川ということで、個別具体の地点における安全度を評価して、補強工法の決定を見ております。今後、この委員会の検討経緯と考え方、また結果も踏まえまして、それぞれ各河川の補強の必要箇所の工法を決めていくというふうに行っているところでございます。

なお、この報告書につきましては、前回の流域委員会の中でご報告させていただいておりますので、本日は割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、治水 - 12 - 6、堤防補強、それから環境 - 10、横断形状の修復についてでございます。ページが29ページと30ページでございます。30ページを見ていただきまして、実施箇所ですが、木津川の国道1号線の上流の右岸でございます。地先名は久御山町の下津屋地先でございます。施工の予定延長が約800mということでございます。この地先におきましては、堤防の詳細点検結果におきまして、浸透に対する安全性が懸念がされるというふうな結果を得ております。先ほどの堤防強化検討委員会での検討結果を踏まえまして、図にありますような補強工法を決定いたしております。堤防の中に水を入れない、また入った水については速やかに抜くということを基本にいたしまして、川表側に透水性の小さい材料を腹づけをいたしまして、断面を拡大していく。また、雨水を侵入させないために、天端は舗装をいたします。さらに、川裏側につきましては、堤脚にドレーン工を設置いたしまして、さらに川表、川裏ともですけれども、法面については、芝で被覆をしたいと、このように考えております。この施工によりまして、先ほどの浸透に対する所定の安全率を確保することができると考えております。

なお、蛇足ですが、越水に関しましても、天端部分について舗装いたしますこと、それから川裏側を1枚のりにしているという点、それから越水に対する一番の弱点というふうに言われていますが、堤脚部につきましてはかごマットで補強ができるということなどによりまして、定量化はできませんけれども、この断面で従前よりも格段に対越水性についても向上するのではないかというふうに考えておるところでございます。

それから、堤防補強とあわせて実施をしていく横断形状の修復でございますが、現在高水敷の切り下げ形状を検討中でございます。周辺の環境、あるいは地先の冠水頻度等を勘案いたしまして、切り下げのラインを決定して、今回の工事に反映をしていきたいというふうに考えております。なお、切り下げの面につきましては、現在の植生がクズの群生地ということでありまして、ここについては工事のために表土をはぐわけですけれども、その表土を戻したり、あるいはよそから客土をしたりせずすきとったそのまま放置をしておいて、自然の植生回復を待つようにということで、これは既に環境委員会の方からご指導いただいているところでございます。今後さらに、切り下げの形状につきましても、絵がかけ次第、環境の先生方とご相談申し上げたいと思っております。

工事につきましては、実はごく一部ですけれども、延長70mぐらいなんですけれども、川表側だけなんですけど、先行してことしの春に実施をしております。ですが、本格的には、この今の出水期明けから来年度にかけて実施をする予定でございます。現在契約の手続を進めているところでございます。

それからまた流域委員会からの意見書でもご指摘をいただいておりますけれども、モニタリングでございます。従来の堤防、それから補強した堤防、それぞれにつきまして、モニタリングの計器を埋設する予定でございます。これにつきましても、今年度あわせて着手をして、補強工法の効果の検証、あるいは今後の堤防の安全性の照査、これに役立てていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 沿川整備課長 西澤）

続きまして、治水 - 7 - 2 について説明させていただきます。淀川河川事務所沿川整備課長の西澤と申します。よろしく申し上げます。

資料1 - 1の31ページ、32ページの方を見ていただければと思います。現在淀川におきましては、三川合流部より下流側約36キロ区間を対象といたしまして、高規格堤防整備事業を進めておりますけれども、現在そのうち8カ所で事業を実施中となっております。今回はこのうち枚方市の新町地区について簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

資料の32ページの方の真ん中に当該地区の写真を簡単につけておりますので、参照いただければと思いますが、新町地区は延長 610mで面積が約6haというところになっておりますけれども、もともとこ

の区域の大部分が工場だったところでありまして、今回はその跡地整備との共同事業としまして、スーパー堤防事業を行っているところでございます。現在スーパー堤防事業とあわせまして、関西医科大学の病院の建設を行っているところでありまして、スーパー堤防整備の盛り土自体につきましては、今年度中に完成するというふうになっております。

当該地区の特徴といたしまして、ちょうどこの写真の黄色い矢印で水辺へのアクセスと書いておりますけれども、この左側がちょうど枚方市駅がございまして、枚方市の中心部になっておりますけれども、非常に市街地に近いというところ、また共同事業としまして、関西医大と、病院というところと一緒にやっているという特性を生かしまして、このスーパー堤防区域内に淀川河川事務所、当事務所があるわけなんですけれども、そちらの方に設置しております防災ヘリポートを関西医大の病院の方と共同に利用することによりまして、緊急時の患者の搬送とか、そういうところ高度な先進医療な、広域的な救急医療の拠点という位置づけで機能を強化したいというふうに考えております。

また、病院から非常に近いというところもございまして、スーパー堤防から淀川河川公園におりるところのスロープの傾斜を緩やかなものにするなどしまして、入院中の方々などが淀川河川公園をリハビリテーション等の場に利用できるように配慮いたしております。また、従来工場により隔てられていた枚方市の市街地から河川公園、水辺までの空間のアクセスを改善しまして、市民の方々が水辺に近づきやすいようなところで整備を、枚方市、また関西医大の病院の方と連携して行っているところであります。説明の方は以上です。

榎屋部会長代理

ありがとうございました。

今の件について質問とか、それから何か。はい、今本委員、どうぞ。

今本委員

今本です。30ページのところに、一番下の図ですけれども、この委員会では計画高水位という言葉を使っていませんけれども、高水時の水位が書いてあります。もう1つ平水位の方もイメージとしてわかりやすいのではないかと思いますので、ちょっと検討してみてください。

それと、この表のりのところですが、**「既設堤体と同等あるいは透水性の大きい材料を用いる」**、これでよろしいんですか。逆じゃないですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 工務第1課長 栗原）

申しわけありません。これは実は間違っておりまして、修正をお願いしておったんですけれども、数字がそのままになっております。透水係数が 4×10^{-2} ということになっておりますが、数値が間違っております。 1×10^{-4} ということでございます。恐れ入ります。申しわけありません。

今本委員

それと、説明の言葉です。小さいというのじゃないですかね。

榊屋部会長代理

透水性が大きいという言葉がいいのかどうかですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 工務第1課長 栗原）

小さいということでございます。

榊屋部会長代理

ほかにありませんか。はい、細川さん、どうぞ。

細川委員

木津川の堤防を見せていただくと、猪名川に比べ、猪名川は外来種がほとんど侵食してしまっている状態ですけれども、猪名川でだったら20年から30年ぐらい前の植生が残っていていいなというふうにつも思っていたんですけれども、本当にこのやり方で、埋土種子を使うとか、そういうやり方で本当にこれ、植生を復元できるんでしょうか。そのことにやはり不安を感じます。それを地元の方がどのように受けとめていらっしゃるのか、自分たちの環境をどのように考えていらっしゃるのかということがとても気がかりです。

榊屋部会長代理

吉田所長、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。恐れ入ります。今の質問がいま一つよくわからなかったんですが、高水敷の切り下げたところがという意味ですか。植生の復活というのが、恐れ入りますが、もう一度。

細川委員

法面に腹づけする分です。この上に張芝をしてということですが、ここには当然その前には自然の植生があったわけで、そこがどういうふうになるのかということです。

榊屋部会長代理

吉田所長、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。堤防ののり面については、いわゆる昔の植生を復活するというような方針にはなっていないかと記憶しているんですが、やはり堤防ののり面については、残念ながら現状ではきちっとその堤防自体を管理する必要がございますので、そういう点からも芝あるいはそれと同等以上の侵食にも耐えられるようなそういう、植生が望ましいというふうに管理上は考えてございます。

榊屋部会長代理

有馬委員、どうぞ。

有馬委員

有馬です。淀川の例をちょっと紹介しますと、貼芝をして4年から5年しますとみんなチガヤの群落になってしまうと。だから、その辺はあんまり心配ないと思います。変にここへ覆土しまして種をまいてということになると、悪い例もあるんですか、ヨモギしか生えない、メヒシバしか生えないというへんてこな草むらになりますが、むしろそんな種をまかないで張芝の方がいいなと思っておりますので。木津川も同じだと思いますが。

榊屋部会長代理

ありがとうございました。有馬委員のお墨つきだったら大丈夫だと思います。

次にまいりましょうか。次は利水の問題で、これは従来からいろいろ議論を呼んでいる話ですが、ひとつ説明の方もよろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

淀川水系総合調査事務所長の久保田でございます。利水について3点書いてございますが、まず前の2点の「利水者の水需要の精査確認」と「水利権の見直しと用途間転用」でございます。

淀川水系では、これまで水資源開発が数多く行われてきましたけれども、水利用の実態が大きく変わってきていると、特に下流部での工業用水、それから水道用水といった都市用水が、これまでの需要予測ではもっともっとふえるということだったんですけども、そこまでふえないで、今後は人口減少等もあって減少に転じるのではないかと、そういう状況になってきているということでございます。

流域委員会からの意見書におきましても、これまでの水需要予測は実績と乖離した過大なものであって、その原因を明確にすることが最重要課題の1つであるけれども、検討しようとする積極的姿勢がうかがえないというようなことがございました。その後、各利水者側で水需要を見直すということが一斉に進んでおるということでございます。今後どれほどの水源を確保していくのかという、水供給計画の見直しが行われているというところでございますけれども、それに当たりましては、これまで行ってきた水資源開発施設も含めて水利権の見直しを行って、例えば工業用水からの転用なども含めて水源確保の水供給計画を決めていくということでございます。

私どもにおきましても、特に建設中ダムの利水計画を確定する意味で、まず建設中ダムに関連するところから精査確認を最優先で行っているということでございますけれども、ダムワーキング等で何回もお話しさせていただいてございますように、現時点でまだ全くその結果をお示しできていないわけでございます。委員の方々の任期、それから意見書の作業も迫っているということでございますのでできる

だけ早く、また一斉にということもありますが、できるものからといった形で、できるだけ早く示させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

そういうことでございまして、ここで書いていることはこれまでダムワーキング等で説明している内容でございまして、利水の精査確認の状況によりまして、その進捗によってここも変わるということでございますので、ここでの説明は省かせていただきたいと思いますと思うんですが、建設中のダムだけじゃなくてほかの利水についても、水利権の見直しのときにかかわらず積極的に行っていきなさいということでございますので、その辺の取り組み状況だけ、ちょっと説明させていただきます。

36ページに今後の方針ということで、包括的な整理がダム計画には必要だということを書いてございます。その下に「渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」とございますけれども、従来の渇水対策会議というものは、いざ渇水になった場合に取水制限をどうするかといったような渇水対策の協議検討を行うための組織だったわけでございますけれども、これを、平常時から水利用実態を把握して効率的な利水運用を図るとか、水需要抑制策も含めて総合的に検討するための組織へ、改正を調整するというところで基礎案では書かせていただいているわけございまして、このようなものに変えていくための意見交換会を、ここで書いておりますように行っているということでございます。

それから、ダム関係の利水につきましては特に早くということもございまして、情報交換会を随時実施ということでございます。一堂に会してやる場合もございまして、個別にやる場合もあるわけですが、このようなものを行いまして、できるだけ早く進めていくということでございます。

それから、利水の3点目でございますけれども、ちょっと変な書き方になっておるわけでございますけれども、「渇水対策会議の改正を調整」ということで（水需要の抑制）と括弧書きで書いてございます。流域委員会からの提言で「水需要管理」というものが出てまいりまして、それを私どもとしては「水需要の抑制」ということで書かせていただいているわけでございますけど、ここにありますように、河川整備の方針としては「琵琶湖の水位低下を抑制して河川の豊かな流れを回復することを目的とし」等々書いておるわけでございますけれども、具体的な整備内容では、実はこの「水需要の抑制」というところは項目がございませんでした。先ほどの「渇水対策会議のあり方を見直す」という中で「水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織へ改正を調整する」といった程度しか書いてなかったわけでございます。

したがって、このようにというか、具体的な整備内容に対応するものとしては「渇水対策会議の改正を調整」ということしか書けなかったわけでございますけれども、今年度になりまして水需要の抑制についても取り組みを行ってございますので、そのあたりを、これはこれまでも報告させていただいたところがあるわけですが、報告させていただくということでございます。

38ページにございますように、「湯水対策会議のあり方に関する意見交換会」は先ほどお示したとおりでございます。それから「水需要抑制に基づく節水PR」ということで特に、先ほどもちょっとスポットCMを聞いていただきましたけれども、琵琶湖の環境を守るための節水PRということで行っているわけでございます。琵琶湖の水位低下ということにつきましては、琵琶湖洗堰とか淀川大堰の操作は従来もやっておったわけですけど、より一層きめ細かい操作で急激な水位低下を抑制するというのをやってきたわけで、水需要抑制ということによっても、こういったことを実施していこうということでございます。

ここで幾つか書いてございますのは、これまで実施してきたことございまして、流域委員会等でもご報告させていただいた内容かと思えます。ポスター、パンフレットの配布ですが、パンフレットにつきましても、本日も示しましたけど、もう1つ前につくったものがございまして、配布したことがございます。ポスターにつきましても、きょうは出してないんですが、これまでにこの会場で掲示したこともございます。そういったものを京阪電車や阪急電鉄の車内広告を利用して実施したということもございます。それから、テレビとかラジオでの節水のPRも行っております。

それから「近畿ゆめ通信」という、これは地方整備局から各市町村へのメールマガジンなんですが、そういうふうなものも配信を6月に行っております。それから「水の使い方を考えるシンポジウム」ということで、「人間のためだけの水ですか」ということで、今後の具体的な節水活動、節水への取り組みを進めていくためのシンポジウムというのを8月29日に行っておるところでございます。また新聞への広告も9月に行ったということもございます。それから、最後のラジオ・テレビによるキャンペーンは先ほどご紹介したとおりでございます。

こういった取り組みにつきましては当然、一過性で終わるものではございませんので、今後未永く続けていく必要があるわけですが、私どもの事務所のホームページの中にこういった取り組みへの意見とか、あるいは情報発信するというようなホームページもつくっておるわけございまして、今後ともこういった取り組みは続けていきたいということでございます。利水については以上でございます。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。では、今の件について。寺田部会長、どうぞ。

寺田部会長

ちょっと気になる点を2点ばかり。

水需要の抑制という視点から、1つは利水者に対する精査確認ということと、それから消費者に対する節水というふうな視点からのものと2つ入ったと思うんですけど、まず、先ほど休憩を挟んで冒頭に節水キャンペーンのPRがあったので、この点でさっきちょっと意見を言おうと思ったんですけど、

このパンフレットを開くと、下の方に点線で囲んで とあって、その囲んだ右下の方に魚の絵がかいてあって「ガンバレ！」と書いてあるんですよ。これが僕は非常に気になる。このトーンは、節水というのは我慢をせえという話なんですよ。そうじゃないんですよ、これは。

消費者に対してここで言ってる、例えば とか は節水じゃないんですよ。むだ使いをするなという話なんです。基本的にそこらのはき違えが、僕は消費者の方にもあると思うんです。だから、節水キャンペーンというのは僕は余り賛成じゃないんです。何かふだんより使いにくくするような、そういう響きを持っているんですよ。そうじゃないんですよ。これはやはり、非常にむだな水の使い方とか、そういうふうなことに対する意識改革を求めるものなんですよ。その辺がちょっと違うと違うかというのが、僕は非常に気になるんです。

特に「ガンバレ！」は気になりますね。頑張ってることじゃないんですよ、こんなの。だから、むだ使いとか使い過ぎとかそういうことに対する、ある意味では警告ですよ。特に近畿は、消費者1人当たりの水を使っている量がほかの大都市に比べても圧倒的に多いんですから、こういうことを警告せなアカン。近畿の人間はもうちょっと考えろというぐらいの、そんな書き方はできひんと思いますけども、そんなことがちょっと1つ気になります。

それから利水者に対する部分で、これは精査確認で委員会が提案させてもらったことを実施に移してもらっているのが結構なんですけど、この点も、水需要管理では本当にそれだけ要るのか、どれだけ要るかということの精査確認も大事なことなんですけども、むしろ水需要をコントロールしていこうという視点から、利水者みずからの何か提案とか発案がないのかということのを僕は聞いてほしいんですよ。だから、いろいろ精査確認される項目の中に、ぜひそれを入れてほしいんですよ。

なかなか出てこないと思いますよ。利水者の方はどんどん使ってもらわんと採算ベースに合わないから、どんどん使わそう使わそうという意識で今まで来ておられるけども、もう今はそういうふうな時代じゃないと。その意識改革を迫るものですから、なかなかそんな急に意識を変えて、利水者の方から何か節水のためのアイデアを出せとか言ってみてもすぐに出てくるとはもちろん思えませんが、しかしもうそういうふうなことを利水者が考えていかないかと。

だから、どれだけ反応があるかわからないけども、単に水需要の精査確認という、本当に需要予測としてどんなものが適正かどうかという点検にとどまらずに、利水者側の方から何か、需要管理の中心的な節水ということに向けたアイデアとか発案とかというのがないのかということのを、できたら聞いてほしいなと。全然そんな反応ないわというの、またこれは1つの反応で、そういう意識が全くないということがよくわかりますから。しかし中には出てくるんじゃないかなという期待もないではないので、聞いてほしいなと思ってます。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございました。渡辺委員、何か。

渡辺委員

水需要の精査確認の件なんですけれども、きのうのダムワーキングの拡大学習会の中で、いわゆる精査確認の結果を11月までには出してもらえるようなニュアンスのことをおっしゃったんですけども、どの程度まで出していただけるか、ここでわかるでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

先ほども申しあげましたように、現時点で全くお示ししてございませんので、ダムワーキングや流域委員会の皆様に大変ご迷惑をかけておるわけなんですけど、これは利水者の見直しの進捗につきましても、少しずつですが、ちゃんとやっているということでございます。

ただ、いつ出すんだということにつきましては、相手のあることでもございますので、ちょっと申し上げられないですが、できるだけ早くできるものからということで、これは利水者の方も、基本的にそれには協力するというところでございますので、私どもとしても一生懸命やっていくということでございます。

渡辺委員

これは、結果を出している利水者も現実にあるんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

結果を出しているという意味では、三重県の伊賀用水供給事業につきましては、これはもう昨年なんですけど、事業再評価という形で見直しがされております。

ただしこれは、水源の川上ダムについては基本的にまだわからないということで、そこを不確定の状況にしてございますので、まだ確定ということではございません。全部ではありませんが、関連する利水者である程度まとまった段階でないと、それは確定しないというふうに思っております。ほかのところはすべて今、作業中でございます。

榎屋部会長代理

塚本委員、どうぞ。

塚本委員

寺田さんの念押しになりますけど、行政は本当に、これはよくつくっておられるパンフレットなんです。特に近畿整備局は幾つか出されていますが非常にわかりやすい。ところが必ず、住民がつくったのが行政がつくったのかわかるのは、この点なんです。恐らくここが、行政と主体的住民の両方から出てきて2つがあってというのが今後のおもしろいあり方だと思います。本当にどのことにも大切なポイ

ントです。

榭屋部会長代理

利水の件については、これまでさんざんダムワーキングの方で話をしてもなかなかということですが、このテーマはこれぐらいにして次へ進みましょうか。何かありませんか、ありませんね。

では、次は維持 - 4、5 ということで、次に進みたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 管理課長 水池）

淀川河川事務所の管理課長の水池です。ひとつよろしく願いたします。それでは、座って説明させていただきます。

維持 - 4 の「河川管理施設の老朽化対策の実施」ということでありまして、特に淀川大堰周辺の関連施設ということで、大堰と毛馬排水機場あるいは毛馬の閘門、毛馬の水門とかいろいろありますけども、これらの施設の老朽化対策をしていくということでありまして。この施設そのものは、1960年代から80年代というふうに書かれてますけども、昭和47年から57年ぐらいになりますけども、そのころにつくられたもので非常に老朽化が進んできているということ、実施の内容としては、大堰と毛馬排水機場関連施設ということで「淀川大堰補修計画策定検討委員会」というのを平成14年5月から設置をして、それぞれ対策の基本方針の検討を進めてきております。

具体的な調査・検討の中身ですけど、淀川大堰の本体につきましてコンクリート調査をやって中性化、塩害による劣化あるいは耐震力不足というのが判明して、それぞれ門柱部、堰柱部ということで補修対策と耐震対策を検討しております。下の黄色いところで書いておりますけども、こういった形で断面修復と防錆処理、あるいは耐震なら門柱部では鋼板接着工法とか、こういった工法を使って補強をやっていこうというふうに考えております。「6号堰柱外観調査結果図」というものが出ているかと思いますが、こういった形でひび割れ、あるいは砂すじというふうな形で磨耗やらいろいろ起こっております、そういった形になっております。

続きまして管理橋ですけど、コンクリート調査では中性化、塩害による劣化、あるいは地震耐力不足ということで、それぞれ補修対策で上部工・A1橋台では表面被覆を、A2橋台では電気防食を。耐震対策として、橋脚ではRC巻き立て工法、それから落橋防止と。落橋防止については平成14年に既に完了しております、右側に落橋防止の写真が写っております。

それから機械・電気設備ですが、劣化状況等を調査しております。機械設備の対策検討については、各設備に対策の緊急度を設定して補修の整備計画を設定しました。ゲートについては電気防食。これはゲートの維持補修時にそれぞれ電気防食を実施しております。それから流量調節ゲートの中間水密部の更新も行っております。電気設備の対策ですが、配線ケーブルの整理削減及び二重化ということで、い

ろいろと古い配線ケーブルがあったわけですけど、これを整理して、二重化については15年度に完了しております。それからゲートの遠方操作性の改善と、そのほかの設備につきましては従来の定期点検と同じように、点検をして延命化を図っていこうというふうに考えております。

続きまして、毛馬排水機場であります。本体の機場下部の「3号水路仕切壁のアルカリ骨材反応による劣化状況」ということで、ちょっと見えにくいんですが、写真のところでは白いひび割れがわかるかと思えます。その隣が、淀川側の排水庭の頂板下面の進行性ひび割れの状況で、これも白いチョークでずっとひび割れの跡をなぞったのがわかるかと思えます。そういったコンクリート調査をやりまして、ここも中性化あるいは塩害、アルカリ骨材反応による劣化が進んでおり、地震耐力不足ということが判明しております。

補修対策としては、ひび割れの補修と表面被覆。そして特に、特殊なところであります水路部については、表面被覆材の試験施工と材料の選定について現在検討中であります。合わせて水路部の調査についても継続して実施していき、すべての部位の補修対策を検討していくということでございます。それから耐震検討ですけど、継続して実施をしていくということで、新しい耐震検討（レベル2）が決まれば、これで検討を進めていくということになります。

続きまして、毛馬排水機場の上屋です。図面が42ページの上の方にあるかと思えます。赤い縞模様が入っているかと思えますが、外壁のひび割れの状況をあらわしております。コンクリート調査の結果ですが、中性化と乾燥収縮による劣化、あるいは水平剛性が低いということで、これの改善が必要ということになります。補修対策の検討でありますけれども、ひび割れについては樹脂注入工法、外壁については弾性吹付材というふうなことで対策をやっております。それから耐震対策については、耐震壁の新設、柱については炭素繊維による補強を行っております。上屋については今年度、16年度に完了する予定であります。

続きまして機械・電気設備ですが、劣化状況の調査をやりまして、それぞれ機械設備の緊急度を設定して補修整備計画を設定しております。それとポンプカバーの改良あるいは水路切替ゲートの補修・点検設備の設置といったことを検討しております。それから電気設備の対策検討ということで、特高引込開閉所のかさ上げによる浸水対策、特高引込ケーブルの更新、それから高圧配電系統の二重化の検討を行っております。あと、検討の継続ということで排水機場の現状の排水機場能力、いわゆる浄化・排水容量の必要性、見直しについて引き続いて検討しながら、機械あるいは電気設備の更新もそれに合わせて検討をしていくというふうにしております。以上でございます。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございました。もう1つあるんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課長 中済）

公園課長の中済と申します。続きまして、43ページの「歴史・文化的価値のある施設の保全」ということですが、旧毛馬閘門の補修を平成15年から平成16年にかけて行いました。旧毛馬閘門につきましては、舟運の確保のために旧淀川との分派点に明治40年8月に設けられた90年以上経過した建造物でありまして、今回は老朽化したゲート施設等の補修、それと園路・防護柵等の設置を行っておりまして、今後は一般開放を行うこととしております。44ページが整備状況で、中段が整備範囲をあらわしております。一番下段が旧毛馬閘門周辺のゲートの整備状況でございます。以上です。

榊屋部会長代理

どうもありがとうございました。今の件について質問なり意見なり、ありませんか。

ちょっと質問があるんですけど、このコンクリートのひび割れというのは、例えばダムなんかだと、非常に長い間使ってもひび割れなんかほとんどできませんけど、コンクリートの管理というのは、こういうところとダムでは、つくるときの管理の仕方というのは違うんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。この部分は特に、そこにもありますようにアルカリ骨材反応の影響が非常に大きいので、これではさらにひび割れ等が進行していきます。したがって、それについて早急に対策していく必要があるということで今回補修計画を行っておるんですが、一般論でダムの場合、小さいダムは除きまして、それなりのダムであれば、その現場でコンクリートをつくります。ですのでコンクリートの品質管理が、通常こういうコンクリート構造物とダムの場合では、かなり違うというのが一般的でございます。

榊屋部会長代理

わかりました。ほかにないようでしたら、もう時間も迫ってますので、引き続いて次に進みたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 管理課長 水池）

同じく淀川河川事務所の管理課長の水池です。計画 - 1、維持 - 18の「河川レンジャー・安全利用のための対策」ということで、ページは45ページです。時間が迫っているようですので「調査・検討」のところから入っていきたいというふうに思います。

昨年度から「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」ということでやってきております。その「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」から今回「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」ということに、第4回の懇談会をもって、名称を変えて懇談会が継続されているということで、一番下のところにフローをかいておりますけど、レンジャーの役割あるいは「伏見管内河川レンジャー運営会議」との関係等、

こういったことで進めていくというふうになっております。

それから「調査・検討」ということで、46ページに入ります。「淀川河川事務所管内における河川レンジャーの展開」ということで、今後の展開ですが、ことし16年度以降は全出張所において地域の特性に応じた河川レンジャーの検討を進めていっております。合わせて「淀川河川レンジャー（試行）運営要領（案）」ということで運営要領案を決めております。案として（1）のところに主な内容ということで書いておりますけど、1つは河川レンジャーの枠組みの規定をするということで、こういった機構図を下につけております。検討懇談会とレンジャー運営会議とレンジャー会議という、3つの会議を組織するという規定しているということです。

47ページの1)ですが、河川レンジャーとは何をやるんやということで、ここでは淀川河川管内河川レンジャーの規定をしております。それから「河川レンジャーの構成・活動範囲」ということで3つ、

ということで、河川レンジャーと流域センター担当河川レンジャー等、それぞれこういった活動範囲の規定をしております。それから「河川レンジャーの任命基準」ということで、18歳以上の者であるとか、18歳以上の者によって構成される団体であるといった4つの任命基準を決めております。また河川レンジャーはそういったこと以外にも「以下に示す知識、経験及び資格等を有していることが望ましい」ということで11の規定をしております。次に「河川レンジャーの活動内容」ということで、「河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画基礎案で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に介在して、以下の活動を行う」ということで、9つの内容を規定しております。それから「その他」ということで、定員や任期、報酬、事故の責任等についてもあわせて規定をしております。

それから2)として「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」ということで、検討懇談会が何をやるのかということで規定をしております。「各河川レンジャー運営会議からの報告及び提案を受けた事項について討議を行い、以下の事項を提言する。また、同懇談会は、原則として公開で行う」ということで5つの中身を書いてあります。それから「3)河川レンジャー運営会議」ということで「運営会議は、各出張所に設置し、所属する河川レンジャーの運営のため、以下の事項について討議し、決定する」ということで、運営会議の運営内容について4つ規定をしております。それから「4)河川レンジャー会議」ということですが、これは河川レンジャー同士が活動内容の確認をしていくということで、問題点あるいは課題の整理、意見交換を行うということで規定をしております。

最後になりますが「河川レンジャーリーフレット」ということで、河川レンジャーとは何をやるんやというのが、なかなか多くの人に知ってもらえないということで、別冊でお配りさせていただいております「河川レンジャー」というA3見開き4ページのもので、こういったリーフレットをつくって、こ

れから普及をしていこうというふうに考えております。以上でございます。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。引き続き、次の環境 - 22と27を、時間もあれなので手際よく、要領よく説明してください。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 調査課長 阿部）

わかりました。木津川上流河川事務所の調査課長の阿部でございます。「縦断方向の河川形状の修復の検討」ということで、現状の堰、落差工等において魚類等の溯上・降下に配慮した構造の検討を行っております。進捗状況としましては、堰上下流の魚類等の生息分布や溯上の調査等を行いまして、魚道機能の問題点の検討を行っております。

次の50ページを見ていただきたいんですけども、左上の方に「魚道の現状把握調査」ということで、実際に5月25日から3日間ほどですけども、魚道の下流側にアユを1,000匹程度放して溯上状態の調査を行っております。右側は「魚道内の流況を変化させて調査」ということで、魚道内の隔壁の高さを変えて切欠部の越流水深を3種類ほど変化させて、その状態での溯上調査を行っております。その調査報告結果等をもとに「木津川上流河川環境研究会」におきまして、下にある、魚道の改修における対象魚種というのを選定していただいております。今後は、この選定していただいた魚種を対象に、多種多様な生物が溯上・降下できる魚道の改築案等の選定を行っていき「木津川上流河川環境研究会」等の討議を踏まえて、調査検討を引き続き行っていく予定でございます。以上です。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統管事務所 広域水管理課長 杉谷）

次にですけども、淀川ダム統管、広域水管理課長の杉谷です。途中経過ということでご報告させていただきます。天ヶ瀬ダムですけども、現状の課題としましてはダム等、河川横断工作物の不連続により魚の降下・溯上が阻害されているということで現在、検討会を設けて検討実施中でございます。

検討委員会につきましては、学識経験者4名で構成されておまして、5月31日に第1回目を行っております。現在までに計3回、それと現地調査1回を実施しております。内容といたしましては、天ヶ瀬ダム建設前の状況を古文書とか、地元住民のヒアリング等を行って把握を行っております。2点目といたしまして、確認魚類としましては文献等の調査のほか現在、現地調査等も実施しております。3点目としまして、影響の要因についてでございますが現在、整理・把握を行っております。それと4点目として、具体的な改善策の検討ということで第4回を12月に予定しております。その中で検討していただくということで現在、資料を作成中でございます。

現在までの問題点といたしましては、特にアユでございますけれども、海産アユと湖産アユの交雑が起きる可能性、それと実現の可能性を踏まえた方針とか、複数の形式を組み合わせることの対応策の検討、それと現地モニタリング等も含めまして今後、検討を実施する予定でございます。以上でございます。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。今の件ですが、河川レンジャーについては流域委員会からも参加しているのかもしれませんが、何か一言、2分ぐらいでつけ加えるようなことはありますか。はい、山本委員。

山本委員

私も河川レンジャーの懇談会の方に行かせていただいているんですけど、大まかな枠組みというか、やっていく組織づくりがまず立ち上がっていくことが大事だと思っていますので、余り細かな点にこだわらないで、育っていく方向を大事にさせていただきたいと思っています。その中で気になっているのは、既に懇談会の方でも出てたんですけども、47ページの「河川レンジャーの構成・活動範囲」のところの、「河川レンジャーは個人または団体とし」というふうにありますけれども、整備シートの方なんかで出されていた案では「個人を河川レンジャーとし」というようなことだったんですけど、団体の取り扱いということについては、どのようなお考えなのでしょうか。

榭屋部会長代理

吉田所長、お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。個人に限定しますと、本当に個人だけになってしまいますので、団体の目的の活動ではなくて、団体として一種ボランティア活動をやるものが河川レンジャーの活動につながってもいいんじゃないのかということから、団体として河川レンジャーになっていただいて、その中のどなたかが対応するというようなこともあり得るということで、団体も候補にしております。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。はい、塚本委員。

塚本委員

これは、きょうの一番初めにあった協議会の内容をもう一度よく、これにも当てはめて考えてください。1つは、この「地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験」というふうにあるんですけど、これは必ずしも一致してないんですよ。ということは、スポーツであっても今個人の自由度に重心を置いた新しい流れがあって、ですからどういう育成の仕方かというので非常に問題点もあるん

です。内容の実体を知っていくということがやはり大事です。

それからこれは、いつでも変更ができて、河川レンジャーの体制がまた変われるような柔軟性を持ったものでやっていただきたいと考える。まだまだ試みだと思っております。私も山科川で意見を述べさせてもらって、非常におもしろくその推移を見守っております。

榭屋部会長代理

ありがとうございました。有馬委員、何かありますか。

有馬委員

有馬です。47ページの河川レンジャーの条件の に「自然観察指導員の資格」とありますが、こんなものに資格は要りません。指導員に資格は要らん。資格が要るのは安全確保とか安全教育とか緊急とか救命とか、こういうのは資格が要ると思うんですが、観察指導員なんて、これは要りません。資格がなくても立派なのがようけおるし、資格があるのにとんでもないのがようけおる。これは要りません。

塚本委員

おっしゃるとおりです。

榭屋部会長代理

吉田所長、何か。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ご意見ありがとうございます。1回で説明するのはなかなか難しいんですが、ここの11項目は「あって望ましいもの」ということで、これを必ず持っておいてほしいということでは、ここでは書いておりません。必ず欲しいのは上の から の、これのどれかに当てはまるというのが最低限の条件だと、こういう意味でございます。

有馬委員

そういう意味でも、資格は要らないです。

榭屋部会長代理

じゃ倉田委員、2分でどうぞ。

倉田委員

一言だけ。今の49ページからの状況の問題なんですけれども、実は私、体験的にいつも困ってますのは、自治体側にこういう魚道の問題を持ち出しますと、自治体が管理している川と国が管理してる川とみんな結びついてるんですね。ところが自治体の側は、いや、うちの方では国土交通省さんに依存してますからというようなことを言うし、国土交通省さんの方は、いや、それは自治体側でどうのこうのと、どうも話がうまくかみ合わないで現場の方では河川事務所とよく会議があるというんだけど、地

元の側では、いや、いつも希望は出しているけど全然聞いてもらえないとか、不満が多いんですね。

そこをお願いですが、自治体の川と国管理の川とで連続性があるんだから、同じような形でデータをうまく連携して処理できるような、せめてそういうことを文書の中にうたい込んでおいてください。そうすると今度、自治体の側にそのことを持っていきますので、お願いします。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。西川所長、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川）

木津上の西川です。今のご意見ですけれども、基本的に直轄区間なり県区間における堰というのは当然、うちの管内においては我々が管理しておるのはございません。土地改良区であったり、あるいは民間の電力会社であって、今現在、技術的・構造的な検討をこの委員会の中でしていただいています。問題はその後、現在我々の施設じゃないものですから、相手の施設になってますから、どういうふうな形で我々が、その堰といいますか魚道を改築していけるのか、その辺を今後の課題として検討していきたいと思っております。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。はい、紀平委員。ごく短く。

紀平委員

魚道の話が出てますので少し。木津川には落差工が少なく伊賀上野までに1ヶ所しかありません。そこにはイカダ通しがあって問題はありません。淀川大堰がやっぱり一番大変なんです。ここを遡れば伊賀上野までいけるのです。先ほど淀川大堰の改築というのがありましたので、そのときに言おうかなと思って、これを見ても最後に魚道が出てきたんですが、淀川大堰で2年ほど前にフラップゲートをちょっと改良してもらっただけで、この一、二年、木津川の上流でボラまでとれたと。ことしは20cmクラスのもの割にたくさん上ったという話も聞いてます。サツキマスが上ったという話も聞いてます。アユも非常にたくさん上ったと。実際5月にフラップゲートを直したところに行ってみますと、二、三cmぐらいのボラの稚魚が物すごい勢いで遡っているのを目視しました。ことしは楠葉でも、10cm前後のボラが群れになって泳いでいると。だから、このようなちょっとの改良でかなり遡るんですね。効果があるのです。

ですから、フラップゲートを直していただいた。その次は隔壁を少し改良してほしいとか、それからロープをモクズガニのために垂らしたんですけども、それがフラップゲートの両サイドの金属の部分でうまく行かなくて切れてしまったんです。何かうまくいくような方法はないか。大堰の改良に合わせて魚道をちょっと検討していただくようなこともお願いできたらというふうに思います。

榎屋部会長代理

はい、川上委員、一言。

川上委員

紀平委員から今、淀川大堰のフラップゲートを少し改良したら随分とよく上がるようになったということですが、今度は下る方も考えんといけませんね。ボラなんかは、天ヶ瀬ダムの検討資料をいただくと昔は50cmぐらいのボラが琵琶湖でとれたとかいう話もあるそうで、上り下りを両方考えていただきたいなというふうに思います。

榎屋部会長代理

ありがとうございました。淀川大堰の話が出ましたから、次に進みましょうか。環境 - 29、35、36とありますが、この辺はまとめてということでもいいんでしょうか。じゃ、ごく簡単に。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川環境課長 竜門）

淀川河川事務所の河川環境課長の竜門といいます。環境 - 29、淀川大堰の「水位操作の試行を実施」ということで、54ページを見ていただきたいと思います。人為的に大堰の水位を1日2日かけて約50cmぐらい上げることによって、コイ・フナ類の産卵が促されたという結果がありましたので、どのような産卵行動が行われているのかというのを詳しく調査しました。

真ん中の左と右の写真ですが、わずか30cmぐらいですけど、水位を上げることによってこれだけ水面積がふえるということです。一番下のグラフではピンク色と青色で、これは箇所が違いますが、水位を上げて、その日の深夜0時から4時になると「はたき」と言っております産卵行動が、これは15分間隔ではかっておりますけども900回ぐらいということで、水位を上げたらすぐ産卵行動に入って、またしばらくして魚が出ていったということで、新しくつくった浅瀬のワンドはコイ・フナにとっては産卵場になっているということがわかったということです。

続きまして環境 - 35、36ですけれども、環境 - 35は新淀川に対する「河川環境上必要な水量を検討」で、環境 - 36は大川・神崎川についてということです。水の流れを56ページの上の図で見ていただきたいんですけども、淀川本川に対して支川である寝屋川だとか神崎川に、水が多いときは寝屋川に20m³/s、神崎川は10m³/s、大川には60m³/s、（水が多いときは70m³/s、新淀川に5m³/s）ということですけど、新淀川に水質の自動観測計をつけまして、大堰より下流5カ所において水質の状況と底生生物の調査を実施しております。あと大川・神崎川については、水の量を増やしたり減らしたりすることによって水質がどのように変化するのかというのを調査しておるところです。簡単ですけども、以上です。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。今の点はどうなんでしょうか、大川と神崎川の流量の関係というのは、意見書の方でもいろいろ、必要流量の検討というようなことが言われてますが、特にご意見はありませんか。ないようでしたら、次に進みたいと思います。

じゃ環境 - 47、53、それから関連施策 - 1というところに進みたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 調査課長 阿部）

木津川上流河川事務所の調査課長の阿部でございます。58ページを見ていただきたいんですけども「土砂移動の障害を軽減するための方策を検討」ということで、高山ダムにおける堆砂シミュレーションモデルと、三川合流部までの木津川の河床変動のモデルをつくっての検討を行っております。

高山ダムの堆砂抑制ということでは、下の方ですけども「バイパス排砂」「ゲート排砂」「貯砂ダム+置土」ということで、3種類の対策ということで現在検討を進めております。その内容につきましては、木津川上流河川環境研究会等において報告させていただいて今後も討議を重ねていく予定でございます。

その関連でございますけれども、「布目ダムにおける土砂供給実験の実施について」ということで、布目ダム上流の副ダムに堆砂してます土砂をダム直下の左岸側に約 340m³置土しまして、秋の出水時に下流に供給する計画として試験的に行っております。9月28日から実施しております、9月29日に出水がありまして、30日には流出を確認しているところでございます。今後は、流達状況の把握を主とした調査を行っていく予定でございます。以上です。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。続いて、オオサンショウウオの。

河川管理者（水資源機構 川上ダム建設所 環境課主幹 竹澤）

「オオサンショウウオの生息環境を保全する」ということで、川上ダム環境課の竹澤といいます。川上ダムではオオサンショウウオを、希少性だけではなく、生態系の上位性という観点から、保全目標を「前深瀬川流域における個体群の繁殖活動の維持」としまして、ここにありますようなフローを基本に、その調査検討を進めています。その調査検討につきましては「川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会」というのを平成8年8月に設立して、この中で学識経験者また関係機関の意見、指導、助言をもとに現在まで検討を進めてきております。

60ページになりますけれども、これまでの調査項目としまして大きく3つの項目で調査を進めてきています。1つは生息分布調査で、これは現況を把握する調査として前深瀬川流域を対象に行っています。もう1つは「オオサンショウウオを生態系の面から」というお話をしましたけれども、そういうことで

オオサンショウウオの生息している河川の環境調査というのをやっております。もう1つ、保全対策の検討に必要な調査も実施しております。これまでの調査結果、またその調査結果に基づく検討結果をもとに、ことし3月に移転試験を行っております。

この移転試験ですけれども、現在オオサンショウウオの生息が確認されていないところに対して、オオサンショウウオが生息するような河川をつくることを目標に実施しております。それはオオサンショウウオの人工巣穴だけではなくて、そのえさ生物となる魚類、底生生物の生息環境、繁殖環境を目標としたような河川改修工事を行っております。また、これにつきましては三重県の河川管理区間ということで、三重県さんのご協力、そしてこの地域に住む方々のご協力を得ながら実施しております。以上でオオサンショウウオの報告を終わります。

榎屋部会長代理

ありがとうございました。じゃ、引き続いて国営公園の問題を。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課長 中済）

淀川河川事務所の公園課長の中済です。61ページの「国営公園整備」ですが、整備方針の中で基本計画の見直しを行うということで、現在「淀川河川公園基本計画改定委員会」において審議されているところであります。改定委員会は本年7月8日に第1回を開催、第2回委員会が9月28日に開催され、今後公園の現地視察を10月22、26日に予定しておるところで、それと第3回委員会を来年の1月18日に予定しているところであります。基本計画の改定に向けては、来年の7月ごろをめどに基本計画の改定を行っていく予定にしております。以上でございます。

榎屋部会長代理

どうもありがとうございました。以上3件ありましたが、これについて何かご意見とか質問とか、ありませんか。特にないようでしたら、ここで一般傍聴者の方から。

塚本委員

その前に、全体を通しての意見があります。

榎屋部会長代理

全体を通してのご意見ですか。

塚本委員

きょう初めて、本当に実際これからやっていかれる担当者の方が、それぞれお話しくださいましたね。できたら各々の方の写真と内容をつけていただければありがたい。といいますのは今後、物事をやっていくのに、この方たちがどういうことで、どういう考えを持ちながらやっていかれるかということが、恐らくこの整備計画の実現に対して非常に大事なところだと思うんですね。できたら将来は、こうい

う方たちと協議したり、いろんな問題点を話し合うような機会とか状況ができればありがたいというふうに思います。以上です。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。ほかには特にございませんか。ないようでしたら一般傍聴者からの意見聴取の時間に移りたいと思います。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

榭屋部会長代理

手が2人ほど挙がってますが、どちらからいきましょうか。じゃ、こちらから向かって右側の方から。野村さんですかね。

傍聴者（野村）

ご苦労さまです。「関西のダムと水道を考える会」の野村です。お疲れのことと思いますので、手短かに2点申し上げます。

1つは、きょうも利水の関係でいわゆる水需要の精査確認が出ましたが、やはり具体的なものが相変わらず出ないということなんですけれども、これにつきまして1つ思い出しますのは、去年の5月に大阪市が淀川の水利権の更新時期を迎えたんですよね。その直後に私どもは整備局に対して質問書を出しました。そのときの回答は、精査確認を開始しておりますということだったんです。それが去年の5月のことですから、もう1年半近くたっているわけですね。それがいまだに出ないというのは、どう考えてもおかしいと思います。もう1つは大阪府営水道ですが、最大の利水者でありますここが、ご承知のとおりことし9月3日に中間報告を出しておるわけですね。これを読めば、我々も意見書に添付させていただきましたが、ほぼ全体の輪郭ははっきり出ているわけです。ですから、何でしたらもう待たずに、流域委員会が直接、大阪府営水道を呼ばれて説明を聞かれるということが必要ではないかと思えます。

もう1点は異常湧水の関係なんですけど、きょうも参考資料1の中で「異常湧水は下流の流量調整で！」という我々の意見書を載せていただいておりますが、残念ながらちょっと落丁がありまして肝心のグラフなんかは抜けておるんですが、私も淀川部会は久しぶりに来させていただいたんですけど、思いましたら、この下流部の流量調整というのはまさにこの部会で審議していただくテーマではないかと思えます。

ご承知のとおり、丹生ダムが必要だ、大戸川ダムが必要だという1つの大きな理由として最近、異常湧水というのが非常に強調されております。琵琶湖の水位が1m64cm下がるよとか、あるいは2mをもっと超えるよとかいうようなことでされておりますが、しかし考えれば、異常湧水というのはまさに異常事態ですから、下流も協力すべきなわけですね。何も上流の滋賀県だけにお世話になることではない

と思うんですね。具体的には取水制限あるいは維持流量のカットだと思うんですが、我々の資料に書いてありますように、これは意外と効果があると。

今までに出ておりますシミュレーションや実施されたケースは開始時期が遅いわけです。琵琶湖が90cmを切ってから始まっているわけですね。もう少し早くから、しかし少しずつやれば、そんなに大した量をカットしなくても随分、ダムよりもずっと大きな効果が出ると思っております。ですから、ぜひこの部会で、これはまさに淀川下流部の問題ですからその審議をお願いしたいと思います。以上です。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。じゃ、次にもう一方、どうぞ。

傍聴者（千代延）

吹田の千代延です。先ほどの発言と若干ダブるところがありますが、きょうの利水のところで、渇水対策会議を設けてこういうふうにやっておるという話がありましたが、下流の節水とか、要するに水を少なく使うということが大切なんです。しかし節水に対して一番ネックになるのは利水者なんですね。きょうお話がありましたけども、その都度関係するメンバーを入れて、渇水対策会議で情報交換やらへったくれやらやっておったら、なかなか具体策ができないと思うんです。

ですから、大変難しいとは思いますが、琵琶湖の長期水位低下がそれほど大変なものであるなら、この渇水対策会議で前もって、琵琶湖の水位が例えばマイナス50cmとか60cmとか、とにかくマイナス何10cmになったら10%取水制限、その次はマイナス80cmになったら20%制限、マイナス1mを超えたら30%ということで、関係するところが自分のところの事情を言い合うのではなくて、前もってルールを決めて、それで琵琶湖がこのようになったら一般市民にも、自動的にこういうふうに取り水制限をしますから当然影響してまいりますと周知徹底しておくことが肝要です。それで本当にお困りの方は自助努力で、前もっているんな対策をとってくださいと言い切っておいて頂きたい。

要するに、ことしはうまいこといったら節水あるいは取水制限はしなくてもいいんじゃないかという利水者が一般の甘えを断ち切ってやるということをしていただければ、渇水ごとに何%にしようか、いつから始めようかというようなことをごちゃごちゃしなくても実効性のある方策が実施できますし、しかも前もって、住民の覚悟を引き起こしておくことが大切なんですけれどもそれも可能になると思います。それが1点です。

もう1点、ダムに関係してですが、丹生ダムと大戸川ダムについては、大阪府営水道と阪神水道の大口が、これは新聞情報とは言いながらも、水の総需要見通しを変えるのではなくて今ある工業用水を転用するという、大作業のもう1つ前の比較的易しい方の転用ということを言うておるわけです。ですから、この点については経済産業省とかも関係するんだと思いますけども、長く待たされたというのはも

う言いませんが、やはりできるところは早いこと解決をしていただくわけにはまいりませんか。このことを河川管理者の方にもう一度お願いしてみたいと思います。どうもありがとうございました。

榭屋部会長代理

どうもありがとうございました。以上で一応、議事は終わりました。

あとは「委員会における今後のスケジュール」ということで、先ほどの整備計画の進捗状況について担当を決めて、また意見を出していただくということになっておりますけれども、早急に決めて皆さんに出したいと思いますので、よろしくをお願いします。

寺田部会長

ちょうど30分、予定の時間よりも多くなりましたけど、熱心に意見交換をしていただきました。次回の期日ですが、あらかじめ委員の皆さん方から出席可能な日のアンケートをとらせていただいて、11月30日の、ちょっと時間は遅いんですけど4時から7時まで。この日が出席できる方が多いということで、一応この日にさせてもらいたいと思っています。

あと、きょう説明いただきました項目について、きょうの部会が終わりましたら分担を決めさせてもらいたいと思っていますので、委員の皆さんにはちょっと残っていただきます。その前提として管理者の方に確認しておきたいと思いますが、きょう一応分類していただいて、委員会の方から意見を出してもらいたいというのが最初の2項目で、あと実施の部分と調査検討の部分に分けていろいろと説明いただきましたけども、特に調査検討の方は中間報告ということで今説明いただきましたし、実施の部分も、完了じゃなくて実施に移している過程のものも入っていたと思うんですけど、この実施、調査検討の項目の部分も一定、委員の方で意見がある部分は検討して思っておりますので、そういうことでよろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

そういうことで、お願いをいたしたいと思います。

寺田部会長

そうしましたら、そういう方向で次回の部会のときには事前に、後ほど決めます委員の方の分担の項目について「案の案」をあらかじめ出していただいて、それを次回の部会で皆さんで議論していただいて、そして部会の意見というふうにするようなことをやらせていただくということをお願いしたいと思います。

それから管理者の方、きょう報告いただいたものはもちろん整備シートの中のある部分だけで、これ以外にまた追加の報告とか説明とかいう予定は、今のところはもうよろしいですか。この範囲で意見を

言ったらいいのかということですが。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

次回までの間に、場合によりましては何か新しい項目等が出てくるようなことがございましたら、それはもしお時間をいただければ、そのときに追加でご報告させていただくというふうにしたいと思いますが。

寺田部会長

わかりました。それじゃそういうことで、もし出ればまた検討の対象にさせていただくということにしたいと思います。

それでは、ちょうど30分オーバーしましたけれども、きょうの部会の方はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、第26回淀川部会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 5時02分 閉会〕